

令和4年度

第4次 東大阪市男女共同参画推進計画 施策評価

東大阪市 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課

#### 第4次 東大阪市男女共同参画推進計画 評価方法について以下に示す。

【担当所属（室・課）が、施策内容に関する事業を実施したかどうかについて】

○施策内容に関して事業を実施した場合

→ 「事業実施」欄に「実施」と記入。

●男女共同参画の視点をもって事業を実施できた場合

→ 「男女視点」欄に「有」

■どの程度男女共同参画の視点をもって事業を実施できたかを3段階で評価

→ 「R4進捗度」欄に3段階でA.B.Cを記入

<事業所管課から見た事業の進捗度>

[ A ] 目標どおり～目標を超えて男女共同参画の視点をもって実施した。

[ B ] 目標には達していないが、男女共同参画の視点をもって実施した。

[ C ] 目標に達せず、あまり男女共同参画の視点をもって実施できなかった。

●男女共同参画の視点をもって事業を実施できなかった場合

→ 「男女視点」欄に「無」

■「R4進捗度」欄について以下のとおり。

→ 「R4進捗度」欄に「－」を記入

<事業所管課から見た事業の進捗度>

[ － ] 男女共同参画の視点をもって実施できなかった。

○事業を実施していない場合

→ 「事業実施」欄に「未実施」と記入

→ 「男女視点」欄に「－」と記入

→ 「R4進捗度」欄に「評価なし」と記入

※令和4年度中に終了している事業については、評価の対象外とする。

第4次東大阪市男女共同参画推進計画 進捗状況

全体

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	進捗率	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
1	1	①	1	1	ワーク・ライフ・バランスの重要性について市民や事業所に広報・啓発します	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の発行、配布	企業啓発冊子「企業はいま・・・」を発行し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布する。	「企業はいま・・・」を配布し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知	1,500冊作成（R4年度予算）、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布。市ウェブサイトでも閲覧、PDFデータの保存が可能。	実施	有	A	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の配布を通して、今後もワーク・ライフ・バランスの重要性の周知に努める。	「企業はいま・・・」を配布し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知する。		労働雇用政策室
1	1	①	1	1	ワーク・ライフ・バランスの重要性について市民や事業所に広報・啓発します	市政だより啓発記事（市政だより）	毎年10月1日の市政だより「ワーク・ライフ・バランス」に関する特集記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりで啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。「女性応援セミナー」でワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけとする講座を実施。	実施	有	A	男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスが実現できるように、引き続き市政だよりに限らずあらゆる媒体を利用して広報していく。	1回/年 市政だより等へ掲載		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	1	2	ダイバーシティの重要性を認識し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方に取り組む市内中小企業を表彰します	CSR経営表彰事業	市内に所在する中小企業の事業所で、財務面で良好な経営を行っているとともに地域や社会における企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）をも果たしている企業を表彰する。	「人権・労働」分野にて表彰する。	より多くの方から知っていただいた表彰制度となるように事業の見直しを審査委員会において検討した。	未実施	—	評価なし		令和3年度で事業終了		産業総務課
1	1	②	2	3	メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます	職員相談事業	労働安全衛生法の規定に基づき、職員の健康の保持増進に資するため、職員に対する産業医等による心身の健康相談を実施するもの。	・男女共同参画の視点も含めた産業医等によるメンタルヘルスに関する相談の実施及び外部機関への委託による外部相談窓口を設置しているところであり、引き続き事業の推進に努める。また、庁内イントラネット等を活用して、職員に対して当該事業の周知に努める。 ・管理職員等を対象とした産業カウンセラーによるメンタルヘルスに関する研修会を実施し、男女共同参画の視点も含めた健康管理の必要性について働きかける。	男女共同参画の視点も含めた産業医による相談、委託による外部相談窓口の設置、管理職員等を対象とした産業カウンセラーによるメンタルヘルスに関する研修会について継続して実施している。また、イントラネット・メールにて本事業の周知についても継続して実施している。	実施	有	A	男女共同参画の視点も含めた事業の実施について継続しており、今後も、各種ハラスメントやワーク・ライフ・バランスに関する対策について推進していく。	・男女共同参画の視点も含めた産業医等によるメンタルヘルスに関する相談の実施及び外部機関への委託による外部相談窓口を設置しているところであり、引き続き事業の推進に努める。また、庁内イントラネット等を活用して、職員に対して当該事業の周知に努める。 ・管理職員等を対象とした産業カウンセラーによるメンタルヘルスに関する研修会を実施し、男女共同参画の視点も含めた健康管理の必要性について働きかける。		職員課
1	1	②	2	3	メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます	男女共同参画センター相談事業	女性社会保険労務士による労働相談	労働相談の実施、相談事業の更なる周知	労働の問題に関して女性の社会保険労務士が相談を受け、毎月1回相談事業を実施した。	実施	有	B	事業の周知を図り、より多くの人が相談しやすい場所の提供を行う。	労働の問題に関して社会保険労務士に相談できる場所の提供。		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	4	就労場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発を行うとともに、ハラスメント防止にかかる法改正情報を周知徹底し、事業所における取組を促進します	研修事業	セクシュアル・ハラスメントの発生の防止を図るための研修を実施する。	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントの発生の防止を図るため、新規採用職員研修でハラスメント防止の研修を実施する。	職場におけるセクシュアル・ハラスメントと合わせてマタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの発生の防止と、発生した場合の対応の方法についての知識の習得につながる研修を実施することができた。	実施	有	A	職場におけるセクシュアル・ハラスメントと併せてマタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの発生の防止と、発生した場合の対応の方法についての知識の習得につながる研修を実施する。	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパワー・ハラスメントについての理解を深め、ハラスメント発生の防止を図るため、新規採用職員研修でハラスメント防止の研修を実施する。		人事課
1	1	①	2	4	就労場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発を行うとともに、ハラスメント防止にかかる法改正情報を周知徹底し、事業所における取組を促進します	人権啓発ビデオ・DVDの貸し出し	教育機関や企業内での研修のため、人権啓発ビデオ・DVDの貸し出しを行う。	年間利用件数10件	6件貸し出し済	実施	有	B	利用件数が目標に達するよう周知に努める。	年間利用件数10件。		労働雇用政策室

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	取組の内容	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
1	1	①	2	4	就労場でのハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発を行うとともに、ハラスメント防止にかかる法改正情報を周知徹底し、事業所における取組を促進します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催	ハラスメントに関する講座の実施	事業実施なし	未実施	—	評価なし	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催	ハラスメントに関する講座の実施		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	5	就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供します	研修事業	研修で就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供する。	引き続き、研修で就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供する。	新規採用職員研修において、「職場におけるハラスメント防止・相談ハンドブック」を配布し、相談窓口の情報を提供できた。	実施	有	A	引き続き、研修で就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供する。	新規採用職員研修において、「職場におけるハラスメント防止・相談ハンドブック」を配布し、相談窓口の情報を提供する。		人事課
1	1	①	2	5	就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供します	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の発行、配布	「企業はいま・・・」を作成・配布し、ハラスメント及び相談窓口について啓発する。	「企業はいま・・・」を配布し、ハラスメント及び相談窓口について啓発。	1,500冊作成（R4年度予算）、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布。ウェブサイトでも閲覧、PDFデータの保存が可能。	実施	有	A	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の配布を通して、今後もハラスメント及び相談窓口について啓発に努める。	「企業はいま・・・」を配布し、ハラスメント及び相談窓口について啓発する。		労働雇用政策室
1	1	①	2	5	就労場でのハラスメントに関する相談窓口の情報を積極的に提供します	男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」	男女共同参画社会をめざす情報紙HOWに相談窓口情報を掲載	情報紙HOWへ相談窓口情報を掲載し、広く配布する。	相談窓口情報を掲載した情報紙HOWを作成し、庁内や市の関連施設などで配布。	実施	有	A	電子媒体等を活用し、継続して広報する。	情報紙HOWへ相談窓口情報を掲載し、広く情報提供を行うようにする。		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	6	事業所が行う研修に対し、講師の紹介や啓発ビデオなど機材の貸し出しを実施します	人権啓発ビデオ・DVDの貸し出し	教育機関や企業内での研修のため、ハラスメントに関するビデオ・DVDの貸し出しを行う。	年間利用件数10件	6件貸し出し済	実施	有	B	利用件数が目標に達するよう周知に努める。	年間利用件数10件。		労働雇用政策室
1	1	①	2	6	事業所が行う研修に対し、講師の紹介や啓発ビデオなど機材の貸し出しを実施します	男女共同参画センター情報資料室事業	国・大阪府・各地方公共団体からの提供資料及び必要に応じて購入した書籍・資料を男女共同参画センターの情報資料室で保管するとともに、市民や関係者に関覧・貸出を実施している。	年間貸出冊数800件以上	令和4年貸し出し件数862件	実施	有	A	イコームで開催する講座やイベントに合わせて選書し、展示や貸出を行っていく。	引き続き年間貸出冊数800件以上を目指す		多文化共生・男女共同参画課
1	1	①	2	6	事業所が行う研修に対し、講師の紹介や啓発ビデオなど機材の貸し出しを実施します	出前講座	人権研修の依頼を受け、市民グループ・市内企業・学校園等に対して研修講師の派遣、または研修用視聴覚教材の貸出	引き続き、研修実施時には、毎回「ジェンダー」「女性の権利」の内容を盛り込んだ講義をする。	市内学校園の人権研修に講師派遣した2回全てで実施。	実施	有	A	常に男女共同参画の視点を持ち、時代と共に変化する人権課題を発信できるよう、講義内容や視聴覚教材の見直しを行う。	引き続き、研修実施時には、毎回「ジェンダー」「女性の権利」の内容を盛り込んだ講義をする。		人権啓発課
1	1	②	3	7	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発	男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発に努める。	男性職員が積極的に育児参加することについて説く特定事業主行動計画検討委員会（事務局）より周知を行った。また、新任課長を対象にした研修の中で育児休業制度をはじめ子育て支援にかかる休暇制度についての説明を行い、職員が制度を利用しやすい職場体制を作るよう理解の促進を図った。職員の男性職員の育児休業取得人数は令和4年度は29人となり、前年度を大きく上回った。	実施	有	A	男性職員の育児休業取得人数は令和3年度に19人であり、令和4年度は29人が取得した。しかし、1～2週間の比較的短期間の取得が多いため、いかにして1か月以上の育児休業取得者数を増やしていくかが課題となる。	男性職員も育児休業制度を取得しやすい環境づくりのための制度の周知・啓発に努める。		人事課
1	1	②	3	7	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	①労政ニュースの発行 ②シニア＆マザーズ雇用促進活性化事業（東大阪商工会議所補助事業）	①月1回、労政ニュースを発行し、事業所あてにファックス送信している。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催	育児・介護休業制度に関する情報を提供する。	令和5年2月27日、「多様な人材が活躍すれば会社が伸びる」セミナーを開催。（参加者数：23名）	実施	有	B	今後も労政ニュースや人材確保事業（東大阪商工会議所補助事業）において、法令や女性活躍につながる情報を提供する。	今後も法令や女性活躍につながる情報を提供する。	令和3年度でシニア＆マザーズ雇用促進活性化事業が終了し、人材確保事業に代わった。 労政ニュースの配信方法が変更。FAXではなく、メルマガ、公式LINEのVOOMより配信。	労働雇用政策室
1	1	②	3	7	育児・介護休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促進に向けた周知・啓発を行います	市政だより啓発記事（市政だより）	毎年10月1日号の市政だよりにより「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりにより啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。	実施	有	A	継続して実施。	1回/年 市政だより等へ掲載		多文化共生・男女共同参画課
1	1	②	3	8	次世代育成支援対策推進法の周知と、中小企業における「一般事業主行動計画」策定に向けての情報を提供します	①労政ニュースの発行 ②シニア＆マザーズ雇用促進活性化事業（東大阪商工会議所補助事業）	①月1回、労政ニュースを発行し、事業所あてにファックス送信している。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催	次世代育成支援対策推進法・一般事業主行動計画の情報を提供する。	令和5年2月27日、「多様な人材が活躍すれば会社が伸びる」セミナーを開催。（参加者数：23名）	実施	有	B	今後も労政ニュースや人材確保事業（東大阪商工会議所補助事業）において、法令や女性活躍につながる情報を提供する。	今後も法令や女性活躍につながる情報を提供する。	労政ニュースの配信方法が変更。FAXではなく、メルマガ、公式LINEのVOOMより配信。	労働雇用政策室

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	R4施策名	R4施策概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
1	1	②	3	8	次世代育成支援対策推進法の周知と、中小企業における「一般事業主行動計画」策定に向けての情報を提供します	市政だより啓発記事(市政だより)	毎年10月1日号の市政だより「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりに掲載啓発記事を掲載することにより、広く周知することができた。	実施	有	A	市政だよりに掲載し啓発を行うことができた。より広く発信できるよう検討する。	1回/年 市政だより等へ掲載	多文化共生・男女共同参画課
1	1	②	3	9	「特定事業主行動計画」に基づく市職員における両立支援を推進します	特定事業主行動計画推進事業	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、職員の仕事と家庭の両立等に関する目標および目標達成のために講じる措置の内容等を記載した特定事業主行動計画を推進していくもの。	職員の子育てと仕事の両立を支援する環境整備を推進するため、妊娠・出産時及び子育て支援にかかる制度について年2回全所属あて通知し、制度の周知を図る。 また、男性の育児休業経験者およびその所属長の体験談をとりまとめ、庁内イントラネット等を活用して周知し、性別に関係なく育児休業を取得しやすい風土の醸成を図る。	子育て支援に係る休暇制度の周知について、5月に通知を出しており、10月にも実施。 あわせて令和4年度における男性の育児休業経験者およびその所属長の体験談についてとりまとめ、10月に実施予定の子育て支援に係る休暇制度の通知とあわせて送付するとともに、庁内イントラネット等を活用して周知を行う予定である。	実施	有	A	男女共同参画の視点も含めた事業の実施について継続しており、今後も、特定事業主行動計画に沿って子育て支援について推進していく。 職員の子育てと仕事の両立を支援する環境整備を推進するため、妊娠・出産時及び子育て支援にかかる制度について年2回全所属あて通知し、制度の周知を図る。 また、男性の育児休業経験者およびその所属長の体験談をとりまとめ、庁内イントラネット等を活用して周知し、性別に関係なく育児休業を取得しやすい風土の醸成を図る。	職員課	
1	1	④	4	10	「子ども・子育て支援事業計画」の中で、仕事と家庭生活の両立に向けての取組を推進します	子ども・子育て支援事業計画の推進	令和2年度に策定した第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画において、「すべての子どもが良質な育成環境を保障」「すべての子どもがすこやかに成長するための支援」を基本的な考えとし、令和2年度から令和6年度において本計画に関わる事業の実施を推し進めるもの。	令和2年3月に策定した、第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に基づき、すべての子どもがより良質な育成環境ですこやかに成長するための支援に努めたい。	・令和4年度は東大阪市子ども・子育て会議を2回開催した。 ・東大阪市子ども・子育て支援事業計画を総合的に推進するため、各年度ごとに事業の実施状況を把握し、東大阪市子ども・子育て会議や庁内のワーキングチーム等において、計画進行の確認や課題の検討などを行い、それらをもとに関係各課や関係機関に働きかけていくことで、本市における子どもに対する支援施策を総合的・計画的に推進することを図っている。	実施	有	A	引き続き第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に基づき支援を行う。また令和5年度より2か年かけて次期計画を策定中であり、子ども・子育て会議等において、検討などを行い、関係各課や関係機関に働きかけていくことで、すべての子どもがより良質な育成環境ですこやかに成長するための支援に努めていく。	令和2年3月に策定した、第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画に基づき、すべての子どもがより良質な育成環境ですこやかに成長するための支援に努めたい。	子ども家庭課
1	1	②	5	11	相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害者を介護する家族への支援を充実し、介護離職の防止に努めます	家族介護教室の開催・介護者リフレッシュ事業	家族介護教室:高齢者等の介護に携わっている家族の介護負担の軽減等を目的に地域包括支援センターで実施 介護者リフレッシュ事業:認知症高齢者等の介護者を対象に、介護技術や支援サービス等の情報提供や介護疲れを癒すもの	家族介護教室:開催回数118回 介護者リフレッシュ事業:介護者のつどい開催	実施	有	B	新型コロナウイルス感染状況に配慮しながら、新しい生活様式に沿った実施方法を検討していく。	家族介護教室:開催回数110回 介護者リフレッシュ事業:介護者のつどい開催	地域包括ケア推進課	
1	1	②	5	11	相談体制の充実や介護保険・障害福祉サービスの利用促進など、高齢者や障害者を介護する家族への支援を充実し、介護離職の防止に努めます	福祉サービスの供給確保と質の向上	サービスの供給量の確保、医療的ケアや強度行動障害に対応した支援、福祉人材の確保等	福祉人材の確保は、障害福祉全体に共通する課題であり、自立支援協議会専門会議等で検討を行う。 在宅で生活する障害者を家族による介護だけではなく、地域全体で見守り支える仕組みづくりを進めるため、必要なサービス提供をみこなう。 居宅介護 決定者数 2,254人 サービス利用者数(累計) 20,663人 /障害福祉サービス 決定者数 9,254人 利用者数(累計) 89,253人	在宅で生活する障害者を家族による介護だけではなく、地域全体で見守り支える仕組みづくりを進めるため、必要なサービス提供をみこなう。 居宅介護 決定者数 2,254人 サービス利用者数(累計) 20,663人 /障害福祉サービス 決定者数 9,254人 利用者数(累計) 89,253人	実施	有	B	特に重度の障害がある方の支援について、専門技術を有する人材が不足し、ヘルパーの確保が難しい場合がある。	福祉人材の確保は、障害福祉全体に共通する課題であり、昨年に引き続き、自立支援協議会専門会議等で検討を行う。	障害施策推進課
1	1	③	6	12	様々な場面で女性の積極的な発言力、多様な媒体を活用した発信力、行動力などが身につく実践的な講座を提供します	男女共同参画センター講座	主に女性がエンパワメントされる実践的講座を実施 開催 「いこう!らむ塾(起業入門)」	女性が自分の強みを見つけ必要な知識を学び起業する力を身につけることができるような講座を年4回実施した。	実施	有	A	継続して、実施する。	女性が自身の強みを見つけ、必要な知識を学び、エンパワメントされる講座を実施する。	多文化共生・男女共同参画課	
1	1	③	6	13	セミナーやイベントの企画・運営などの実践的な活動を通して、経験の蓄積と女性のネットワークを支援します	男女共同参画センター講座	主に女性がエンパワメントされる実践的講座を実施 開催。「いこう!らむ塾(起業入門)」	年4回講座を実施。女性が自信の強みを見つけ、必要な知識を学び、起業にチャレンジする力を身につけるとともに、参加者との交流を通してネットワーク作りを行う実践的な講座を提供できた。	実施	有	A	継続して、実施する。	女性が自身の強みを見つけ、必要な知識を学び、エンパワメントされる講座を実施する。	多文化共生・男女共同参画課	
1	1	③	7	14	働く、学ぶ、交流するなど、様々なチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通じて情報提供をします	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう!らむ塾(起業入門)」	女性と仕事について考え、働き方やチャレンジの方法を探る講座を実施し、交流の機会や情報について提供する 女性が自分自身の強みを見つけ、チャレンジする力を身につけるような講座を開催。地域貢献セミナーでは、女性が性別役割にとらわれず地域活動にチャレンジするきっかけづくりになる情報を提供できた。	実施	有	A	継続して講座を実施する。多様な媒体で情報を提供できるように検討する。	女性と仕事について考え、働き方やチャレンジの方法を探る講座を実施し、交流の機会や情報について提供する	多文化共生・男女共同参画課	

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	所収の頁	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
1	1	③	7	15	働く女性のための講座や、再就職を希望する女性のための講座などを開催します	就活応援窓口事業	就活ファクトリー東大阪において、39歳以下の若者及び女性（年齢不問）を対象とし、キャリアカウンセリングやセミナーを通じて、就労を支援する。	女性向けの就労支援のセミナーを開催する。	復職及び再就職を目指す女性対象の就労支援のセミナーを実施した。 (セミナー開催数：24回、参加者数：237名)	実施	有	A	今後も復職及び再就職を目指す女性対象の就労支援のセミナーを実施する。	女性向けの就労支援のセミナーを開催する。		労働雇用政策室
1	1	③	7	15	働く女性のための講座や、再就職を希望する女性のための講座などを開催します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾（起業入門）」	働く女性や再就職を希望する女性に向けた講座を開催した。	東大阪市創業支援事業計画における、認定連携創業支援等事業の位置づけで、女性の起業支援として講座を実施した。	実施	有	A	次年度も継続して、女性の起業支援となる講座を実施する。	働く女性や再就職を希望する女性に向けた講座を開催し、東大阪市特定創業支援事業「女性向け創業塾」等の受講につなげる。		多文化共生・男女共同参画課
1	1	③	7	16	起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します	創業支援等事業	創業支援等事業	女性のための起業支援や活躍機会の拡充	認定連携創業支援等事業者と協働し、いこう！らむ塾（女性向け創業入門セミナー）と女性向け創業塾（セミナー）を開催した。	実施	有	A	認定連携創業支援等事業者と連携を図り、周知につとめる。	女性のための起業支援や活躍機会の拡充		産業総務課
1	1	③	7	16	起業や社会活動にチャレンジしたい女性に向けた支援講座の開催や補助金等のスタートアップ支援の情報を提供します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾（起業入門）」	講座の実施し、利用者の増加を目指す	いこう！らむ塾において、起業したい女性や地域活動に参加したい女性に向けた講座を開催した。（定員20名中20名参加）	実施	有	A	次年度も継続して、女性の起業支援となる講座を実施する。	講座を実施し、利用者の増加を目指し起業にチャレンジする力をみにつける。		多文化共生・男女共同参画課
1	2	④	8	17	委員が一方の性別に偏った審議会などを解消し、一方の性別の委員が40%以上の比率を占めるよう、選考基準の見直しを行い改選の際に少ない方の性別の委員を登用します	審議会等への女性の参画推進	行財政運営に女性の意見を反映させ、男女共同参画社会の実現に資するため、審議会等の委員への女性の参画を積極的に推進する。	女性委員の参画率40パーセント以上を維持する。	市全体の審議会等への女性委員の参画率は、令和4年4月1日現在で32.1%だった。審議会所管課が関係団体に委員推薦依頼をする際、「参画促進依頼文」を添えていただく等、参画率向上に對する取り組みへの協力を引き続き求めていく。	実施	有	A	引き続き40%を目指して全庁的な取り組みを促進する。	女性委員の参画率40パーセント以上を目指す。		多文化共生・男女共同参画課
1	2	④	8	18	地域や様々な分野で活躍する女性委員候補者の情報を収集します	審議会等への女性の参画推進	行財政運営に女性の意見を反映させ、男女共同参画社会の実現に資するため、審議会等の委員への女性の参画を積極的に推進する。	女性委員候補者の情報収集の実施	審議会等への女性委員の参画状況調べにおいて把握した女性委員について、情報の整理を行った。	実施	有	B	引き続き女性委員候補者の情報収集を行う。	女性委員候補者の情報収集の実施		多文化共生・男女共同参画課
1	2	⑤	9	19	「特定事業主行動計画」に沿って、計画的に女性管理職の登用を促進します	女性職員活躍推進	男女共同参画社会の推進に向け、女性職員の管理職への登用を図る。	課長職に昇任するための前提として先ず総括主幹職の女性割合を向上させる必要があり、総括主幹職以上に占める女性職員の割合（平成31年4月21.4%）の向上を目標に取組を進める。令和4年度は24%を目標とする。	総括主幹以上に占める女性職員の割合は、令和4年4月1日現在で23.1%だった。令和4年度中に、特定事業主行動計画（後期計画）の「女性職員の活躍推進」に基づく取組みとしてキャリアデザイン研修を実施した。	実施	有	B	引き続き特定事業主行動計画（後期計画）の「女性職員の活躍推進」に基づく、新たな取組み（研修や多様な勤務制度）について検討し、効果的な施策を企画・実施していく。	課長職に昇任するための前提として先ず総括主幹職の女性割合を向上させる必要があり、総括主幹職以上に占める女性職員の割合（平成31年4月21.4%）の向上を目標に取組を進める。令和5年度は25%を目標とする。		人事課
1	2	⑤	9	20	市立学校園の管理職選考への女性の受験を促進し、計画的に登用の促進を図ります	啓発活動	学校ヒアリング等で学校長から状況を把握し、指導助言を通して、より計画的な登用を図っていく。	全受験者数に対し、女性の受験率をそれぞれ、校長23.7%、教頭14.1%、指導主事19.6%を超える。（令和4年度現在の女性率を超える指標）	受験者に対する女性率は校長選考5.5%（1名）、教頭選考22.2%（4名）指導主事選考21.4%（3名）であった。指導主事のみ目標達成。	実施	有	B	引き続き女性の管理職選考への受験を促進していくよう学校長に働きかけていく。	全受験者数に対し、女性の受験率をそれぞれ、校長24.3%、教頭14.1%、指導主事27.2%を超える。（令和5年度現在の女性率を超える指標）		教職員課
1	2	⑤	9	21	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努めます	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。	個々の能力と適性を十分に見極めながら、男女の比率が大きく偏らないような職員配置を進めた。	実施	有	A	引き続き個々の能力と適性を十分に見極めながら、男女の比率が大きく偏らないような職員配置を進める。	男女の比率が大きく偏らないような職員配置に努める。		人事課
1	2	⑤	9	22	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するために、助言・支援の仕組みをつくります	研修事業	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修を実施する。	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修を実施する。	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修を実施した。	実施	有	A	引き続き、女性職員の自己啓発、キャリア形成を支援するための研修を実施する。	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するための研修を実施する。		人事課
1	2	⑤	9	22	女性職員の自己啓発やキャリア形成を支援するために、助言・支援の仕組みをつくります	情報提供	男女共同参画センターの講座及び市の内外を問わず、関係する講座等を積極的に情報提供する。	関係部署へ情報提供を実施	男女共同参画センターで開催する講座において、関係部署へ情報提供を行った。	実施	有	C	講座についての情報提供にとどまらず、助言や仕組みづくりについて検討していく。	関係部署への情報提供を実施		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	実施名称	所管の内	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
1	2	⑩	10	23	地域における女性の積極的登用が進むよう、広報や講座を通じて、自治会などの地域団体への啓発を進めます	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾（地域貢献）」	地域における男女共同参画の理解を深める講座の実施	個人それぞれの持ち力、コミュニケーションを学ぶことで更に向上し、今後の地域活動等に活かすきっかけとなる講座が実施できた。地域における女性の持てる力を活かす方法や手段を学びNPOや起業といった形で男女共同参画の視点をもった事業により地域課題を解決する人材を育成するような講座を実施した。	実施	有	A	今後も視野を広げられるような講座を実施していく。	地域における男女共同参画の理解を深める講座の実施	多文化共生・男女共同参画課
1	2	⑩	10	23	地域における女性の積極的登用が進むよう、広報や講座を通じて、自治会などの地域団体への啓発を進めます	女性消防団員の入団促進	性別にかかわらず消防団員としての活動がしやすい環境づくりや処遇（報酬等）の改善を行うとともに、広報啓発隊による火災予防のための広報や応急手当普及啓発活動を実施し、女性の入団促進を図る。	・広報活動や応急手当普及啓発等の実施 ・本市消防団員に占める女性の割合を5%とする。	広報啓発隊を中心に市総合防災訓練、消防出初式などで広報活動や応急手当普及啓発等を実施した。また、訓練風景を消防局のSNSに掲載するなど、性別にかかわらず消防団員としての活動がしやすい環境であることの広報や消防団員の入団促進に係る取組みを実施した。 令和5年4月1日現在の女性消防団員数は11人（本市消防団員の約2%）	実施	有	B	本市消防団員に占める女性の割合が約5%となるよう、市民への広報活動や応急手当普及啓発活動を継続して実施する。	・広報活動や応急手当普及啓発等の実施 ・本市消防団員に占める女性の割合を5%とする。	消防局消防総務課
1	2	⑪	11	24	リーダー役割を担う女性の人材を養成するための講座の開催や女性が交流しネットワークを広げるための機会を設けます	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」「いこう！らむ塾」	女性がエンパワメントする講座の実施	男女共同参画センターでは、女性がエンパワメントする講座を実施する。講座終了後は必要に応じて、参加者がネットワークづくりに取り組みやすいよう、グループ立ち上げに関する情報提供や、アドバイスを積極的に実施する。	実施	有	A	今後も継続して実施する。	女性がエンパワメントする講座の実施	多文化共生・男女共同参画課
1	2	⑪	11	25	近隣の大学と連携して、学生との協働による講座の開催など女性リーダーの育成を図ります	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。	近隣の大学と連携した講座等の実施	近隣の大学とは「男女共同参画社会に向けてひとことメッセージ」の募集やセンターのイベント等を通じて連携しているが、今年度は学生に向けた講座の実施には至らなかった。	実施	有	C	新型コロナウイルスの影響もあり、学生と連携した講座等の実施ができなかったため、今後は検討していく。	近隣の大学と連携した講座等の実施	多文化共生・男女共同参画課
1	3	⑫	12	26	市内事業所に向けて、労働関連法や制度の改正情報を随時発信し、法令順守の啓発を行います	労政ニュースの発行	月1回、労政ニュースを発行し、事業所あてにファックス送信している。	労政ニュースで、労働関連法や制度の改正情報を随時発信し、法令順守の啓発を行う。	労政ニュースで制度の改正情報等を発信した。	実施	有	A	労政ニュースで制度の改正情報等を発信していく。	労政ニュースで、労働関連法や制度の改正情報を随時発信し、法令順守の啓発を行う。	労働雇用政策室
1	3	⑬	13	27	市内事業所が、女性活躍推進法に基づく取組を促進するために法律の趣旨や助成金情報等を積極的に発信します	①労政ニュースの発行 ②シニア＆マザーズ雇用促進活性化事業（東大阪商工会議所補助事業）	①月1回、労政ニュースを発行し、事業所あてにファックス送信している。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催	労政ニュースやシニア＆マザーズ雇用促進活性化事業（東大阪商工会議所補助事業）において、女性活躍推進法に関連する情報発信を行う。	令和5年2月27日、「多様な人材が活躍すれば会社が伸びる」セミナーを開催。（参加者数：23名）	実施	有	A	今後も労政ニュースや人材確保事業（東大阪商工会議所補助事業）において、女性活躍推進法に関連する情報発信を行う。	今後も女性活躍推進法に関連する情報発信を行う。	労働雇用政策室
1	3	⑬	13	27	市内事業所が、女性活躍推進法に基づく取組を促進するために法律の趣旨や助成金情報等を積極的に発信します	市政だより啓発記事（市政だより）	毎年10月1日号の市政だよりに「ワーク・ライフ・バランス」に関する啓発記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	ワーク・ライフ・バランスについて、市政だよりに啓発特集記事を掲載することにより、広く周知することができた。	実施	有	B	市政だよりの他、啓発する方法を検討していく。	1回/年 市政だより等へ掲載	多文化共生・男女共同参画課
1	3	⑭	14	28	女性の活躍推進に積極的に取り組む一般事業主に対して、公共調達における公正性及び経済性を確保しつつ、受注機会増大につながる手段を検討します	女性の活躍推進に積極的に取り組む一般事業主に対して、公共調達における公正性及び経済性を確保しつつ、受注機会増大につながる手段を検討する事業	事業実施無し	他市の状況を参考にしながら、引き続き取組方法を検討していく。	実施実績なし	未実施	—	評価なし	公共調達における公正性の確保を維持しつつ計画を推進する方法を模索している。	他市の状況を参考にしながら、引き続き取組方法を検討していく。	契約課
1	3	⑭	14	29	女性が活躍できる職場づくりに取り組む市内中小企業を表彰します	CSR経営表彰事業	市内に所在する中小企業の事業所で、財務面で良好な経営を行っているとともに地域や社会における企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）をも果たしている企業を表彰する。	「人権・労働」分野にて表彰する。	より多くの方から知っていただける表彰制度となるように事業の見直しを審査委員会において検討した。	未実施	—	評価なし		令和3年度で事業終了	産業総務課



基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の順序	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
II	4	⑪	18	37	思春期、成熟期、更年期、高齢期の健康支援のための情報や学習機会を充実します	学校への情報提供	国、府などからの情報を活用できるよう、学校への情報提供を実施。	掲示物や情報誌等、学校への情報提供を行う。	年数回の大府府からの情報誌やポスター等の掲示物を提供。	実施	有	A	引き続き情報提供や案内周知などを行っていく。	掲示物や情報誌等、学校への情報提供を行う。		学校教育推進室
II	4	⑫	18	38	心の健康問題に対する関心を高めるとともに相談・情報提供の充実を図ります	精神保健福祉対策事業	保健センターにて精神保健福祉相談を実施。精神障害の理解や心の健康づくりに関する知識の普及、啓発を行う。また、自殺対策として自殺防止のゲートキーパー養成研修も実施。	精神保健福祉相談は継続して実施。R4年3月に精神保健福祉啓発事業を予定。自殺対策では協みの相談先一覧5000部の作成を予定。	精神保健福祉相談は継続して実施。啓発事業についてはケーブルテレビや公式youtubeを通じ対面以外の方法で実施した。協みの相談先一覧については市内福祉関係機関や医療機関、小中学校等に配布。ゲートキーパー養成研修についてはオンラインで市内大学の学生、中学校教職員、福祉関係機関に向けて実施。	実施	無	A	精神保健福祉相談は通常通り実施。啓発事業についてはコロナ禍が取まってきたこともあるため、オンラインでの実施も含めて啓発方法を検討していく。	精神保健福祉相談は継続して実施。自殺対策では協みの相談先一覧を3000部作成し、相談窓口等に配架。自殺対策として市民や福祉関係機関に対しゲートキーパー養成研修を実施する。		健康づくり課
II	4	⑬	18	38	心の健康問題に対する関心を高めるとともに相談・情報提供の充実を図ります	思春期の子どもが心と体の悩みについて相談できる環境づくり	スクールカウンセラーや、学校外の相談窓口を周知し、思春期の子どもが心の健康について考え、相談できる環境づくりに取り組む。	全学校園への周知	心の健康への関心が高まり、相談ニーズが増えている。スクールカウンセラーだけでなく、外部の電話相談窓口等も周知できている。	実施	有	B	継続実施	スクールカウンセラー等による相談窓口を全学校園への周知		学校教育推進室
II	4	⑭	18	39	生涯を通じた健康づくりのため運動習慣の定着に向けた取組を推進します	市民チャレンジ登山大会 市民グラウンドゴルフ大会 市民ゲートボール大会	・登山大会では、体力に合わせて初級、中級、上級に分けて生駒山を登山します。踏破距離に応じて、記念品を授与します。 ・グラウンドゴルフやゲートボール大会では、年に数回実施しています。異年齢のたちが集い、誰でも参加できる競技です。	令和4年度チャレンジ登山大会は広報活動に注力し、男女比率の偏りが大きくなく実施ができた。今後も男女共に参加者増に努める。	令和4年度チャレンジ登山大会は3年ぶりの開催となったが男性133名 女性113名 合計246名と例年より多くの参加者が来られた。令和元年度のチャレンジ登山大会の参加者は男性143名 女性90名 合計233名。	実施	有	A	広報等を工夫し、より多くの市民にイベントを周知できるよう努める。	令和5年度チャレンジ登山大会はチラシを近隣施設への配架や学校への配布等広報活動に注力し、参加者増に努める。		市民スポーツ支援課
II	4	⑮	19	40	女性特有の健康問題を取り上げた健康教育を実施するなど、学習機会を提供します	女性のための健康講座 女性の健康週間啓発	3月に女性の健康講座を3保健センターにて実施。市政だよりにて女性の健康について啓発。保健センターでも啓発コーナーを作り、掲示啓発を実施。	R5年3月の女性の健康習慣に合わせて健康講座と啓発を実施予定。女性の健康づくりへの啓発を実施する。	女性に健康週間には、保健センターや関係団体により女性向けの健康講座を実施。コロナ禍でも取り組めるよう自宅に参加できるオンライン講座も開催した。また、市政だより等でも女性の健康について広く啓発を行った。	実施	有	A	今後も市政だよりや保健センター等での啓発の機会をとらえて啓発を実施していく。	R6年3月の女性の健康習慣に合わせて健康講座と啓発を実施予定。女性の健康づくりにかかる啓発を実施する。		健康づくり課
II	4	⑯	19	41	男性を対象とした相談事業を実施し、利用の促進を図ります	男女共同参画センター相談事業	男性相談員による男性のための電話相談	男性相談の実施、相談事業の更なる周知	男性相談を実施した。令和4年度相談件数72件	実施	有	B	継続して実施する。相談事業の周知を行う。	男性相談の実施、相談事業の更なる周知		多文化共生・男女共同参画課
II	4	⑰	20	42	女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごし、母子の健康が確保されるよう周知するとともに、妊娠期の女性やその配偶者を対象とした出産・子育てのための講座を開催します	母子保健事業	保健センターでは妊娠中の妊婦とそのパートナーがともに学び、妊婦が安心して出産にのぞみ、地域に子育て仲間をつくり楽しく育児ができることを目的として「みんなマタニティ教室」を開催している。	講座の広報活動 コロナ禍のため、集団授業の実施は難しいが、時間予約制にして開催を継続する。	妊婦とそのパートナーを対象に妊娠中や産後の過ごし方、主体的に産産を進めるために心身両面からの健康管理について学ぶ機会をしている。また産後の育児について、父親が積極的に関わることの大切さを講座に盛り込んでいる。ひがしおさか子育て応援アプリすくすく☆トライにおいても講座の広報活動を行っている。令和4年4月～令和5年3月 みんなでマタニティ教室 15回開催	実施	有	A	父親の育児参加の促進、産後パパ育休の情報提供を新たに盛り込み、参加者同士の交流ができるようなプログラムにしている。	講座の広報活動		母子保健・感染症課
II	4	⑱	20	43	妊娠・出産に関する情報提供や健康診査、保健指導などの充実を図ります	母子保健事業	令和3年度より、妊婦健康診査の公費負担助成を17回、総額135,000円に拡充。経済的負担を軽減し、未受診の解消に努めている。また、母子健康手帳交付時に、全ての妊婦に保健師や助産師がの面接を行ない、早期からのつながりをもって、出産または産後のサポートに向けた支援を行っている。また、産婦健康診査については、2回、総額10,000円の公費負担助成を行い、産後うつや早期発見に努めている。	妊婦健康診査、産婦健康診査の受診数の向上	母子健康手帳交付時に、保健師又は助産師が全数面接を実施している。面接では、様々な母子保健サービスを紹介するとともに、育児の支援者の有無を確認し、男女が協力して子育てしていくようアドバイスしている。さらに支援者が得にくい場合は、産後ケア事業を紹介するなど、子育て困難感が強くないようサポートしている。また、妊娠期からの子育てガイド「すくすく☆トライ」にも、男性の育児参画の視点を盛り込み、啓発を行っている。また希望者には「父子健康手帳」を配布しており、ウェブサイトや市政だより、妊娠届出時に広報している。妊婦健康診査受診数（令和4年4月～令和5年3月）前期3036件、中期2,948件、後期2,577件 基本券①～③27,253件 産婦健康診査（令和4年4月～令和5年3月）1回目2,279件、2回目1,568件	実施	有	A	母子健康手帳交付時の面接時に、健診の必要性を説明していく。	妊婦健康診査、産婦健康診査の受診数の向上		母子保健・感染症課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	実施の順序	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
II	4	㉔	20	44	乳幼児健診の必要性を周知し、受診率の向上に努めます。また、受診しない親子へのフォローを充実します	母子保健事業	保健センターでは、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児に対して健康診査を実施しており、内科診察・歯科診察・身体計測・歯科相談・心理発達相談・栄養相談・育児相談などを行なっている。疾病、障害の早期発見と育児上の不安、悩みの相談、虐待の早期発見、予防を行う。	受診率の向上	妊娠前、乳児期早期から保健センターとのつながりがあるよう、母子健康手帳交付時の面接時や、こんにちは赤ちゃん訪問時等、母子との接点がある毎に乳幼児健診の受診の必要性を啓発している。未受診者については状況把握に努めている。受診率（令和4年4月～令和5年3月）	実施	有	A	継続し、乳幼児健康診査の受診の必要性を啓発し、未受診者については状況把握に努めていく。	受診率の向上		母子保健・感染症課
II	4	㉔	20	45	子育て世代包括支援センター事業を推進します	子育て世代包括支援センター事業	電話相談、来所相談、アウトリーチによる相談及び情報提供を実施し、適切な機関へつなぐ等、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施する。	相談時において、男女平等、人権尊重の視点に立った支援を実施する。	DVや虐待などの話しにくい内容についても、相談できる雰囲気づくりに努めた。	実施	有	B	今後も個々の状況に合わせて相談しやすい雰囲気づくりを行っていく。関係機関との連携を図り、適切な支援をしていく。	今後も相談時において、男女平等、人権尊重の視点に立った支援を実施する。相談内容に応じた情報提供・関係機関との連携を図る。		施設給付課
II	4	㉔	20	45	子育て世代包括支援センター事業を推進します	母子健康手帳交付事業	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施するため、全てに妊婦に対し母子健康手帳交付時面接を実施している。また、子育てについての相談にのり、関係機関と連携して支援を実施している。	母子健康手帳交付時面接の実施数	母子健康手帳交付時に、保健師又は助産師が全数面接を実施している。面接では、様々な母子保健サービスを紹介するとともに、育児の支援者の有無を確認し、男女が協力して子育てしていくようアドバイスしている。さらに支援者が得にくい場合は、産後ケア事業を紹介するなど、子育て困難感が強くないようサポートしている。また、妊娠期からの子育てガイド「すくすく☆トライ」にも、男性の育児参画の視点を盛り込み、啓発を行っている。また希望者には「父子健康手帳」を配布しており、ウェブサイトや市政だより、妊娠届出時に広報している。（令和4年4月～令和5年3月）母子健康手帳交付時の面接数3,215人	実施	有	A	母子健康手帳交付時の面接を継続していく。	母子健康手帳交付時面接を全数実施		母子保健・感染症課
II	4	㉔	20	46	不妊に悩む人への相談、情報提供を行います	男女共同参画センター相談事業	女性のための電話相談、面接相談	必要な情報提供に努める	女性のための電話相談、面接相談を実施した。	実施	有	A	継続して実施する。調査・分析を行い、よりよい相談事業実施に努める。	必要な情報提供につとめる		多文化共生・男女共同参画課
II	4	㉔	20	46	不妊に悩む人への相談、情報提供を行います	不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊専門相談センターの周知や周りの方への理解を求める啓発を市政だよりやホームページでおこなっている。また、子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療（体外受精や顕微授精）以外の治療法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断されている夫婦に対し、治療費の一部助成を実施している。	制度や情報の周知啓発	令和4年度から不妊治療にかかる医療費が保険適用された。令和4年度においては、年度をまたぐ1回の治療のみ、助成対象となった（令和4年度末で終了）。承認件数（令和4年4月～令和5年3月）255件	実施	有	A			令和4年度末で終了	母子保健・感染症課
II	4	㉔	21	47	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づき、すべての人が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し行使できるように啓発を行います	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「ここから講座」	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座の実施	生涯を通じた男女の健康増進を目的として、ライフステージに応じたところからの変化を知り、その対処法を学ぶ講座を実施した。	実施	有	B	参加者の満足度は高かったものの、定員20名のうち申込12名と、当日参加者が少なかったため、さらに周知を行う。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座の実施		多文化共生・男女共同参画課
II	4	㉔	21	47	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に基づき、すべての人が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し行使できるように啓発を行います	思春期保健対策事業	思春期における飲酒や喫煙、性感染症などは心身の健康に悪影響を与えることもあるので、思春期の段階で学校関係者と連携し、学校に向向いて医学的・保健知識の啓発を行う。	学校と連携し、オンライン等を使用した方法で思春期保健対策事業を検討	養護教諭と保健センター保健師との交流会を開催予定。また、申し出があれば、学校に向向いての講座を開催する。実施数（令和4年4月～令和5年3月）4校	実施	有	B	コロナ禍により学校に向向いての講座を開催できていなかったが、今後、以前のように学校と連携をし、取り組んでいく。	学校の実情を把握した上で連携し、思春期保健対策事業を検討		母子保健・感染症課
II	4	㉔	22	48	子どもの発達段階に応じた副読本や指導教材の作成と活用、指導者の養成など性教育を充実します	校内研修の充実	国・府の参考資料等を各学校へ校内研修等で活用できるように周知。	校内研修等で活用できるような国・府の参考資料等を随時周知し、校内研修の充実を促す	大阪府教育庁開催「性に関する指導者研修会」の案内を周知。	実施	有	A	継続実施	校内研修等で活用できるような国・府の参考資料等を随時周知し、校内研修の充実を促す。		学校教育推進室
II	4	㉔	22	49	性教育への理解を深められるように情報提供などを行います	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「ここから講座」	性教育に関する講座の実施	中学校対象のデートDV予防・出前講座を4校に実施した。	実施	有	A	今後も継続して実施する。	性教育に関する講座の実施		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	基本施策名	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課	
II	5	㉔	23	50	担当者や相談員がその言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します	DV対策事業	DV会議や、関係する研修に積極的に参加し相談員の資質向上を図る。	性犯罪・配偶者暴力等被害者支援以外にも、要保護児童対策協議会が主催する児童虐待に関する研修や犯罪被害者支援に関する研修等、DV被害者支援に関連する研修を受講。	今年度より配置されたDV専門相談員は大阪府女性相談センター新研修を受講。それ以外にもそれぞれの相談員が性犯罪・配偶者暴力等被害者支援のための研修や令和4年度DV被害者の地域支援者養成講座等を受講し、被害者への配慮も含む研修に参加し、その理解が深まっている。	実施	有	A	DV対策連絡会議で関係者に対する研修を開催するとともに、相談員が他の関係する研修にも積極的に参加しその資質向上を図る。	DV対策連絡会議で関係者に対する研修を開催する。 また、DV専門相談員が性犯罪・配偶者暴力等被害者支援以外にも、要保護児童対策協議会が主催する児童虐待に関する研修や犯罪被害者支援に関する研修等、DV被害者支援に関連する研修を受講。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉔	24	51	保護命令申立て等手続きに関する情報提供をします	DV対策事業	DV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施する。	引き続きDV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施するとともに、手続きに関する具体的な支援方法について知識、技術を習得するため大阪府女性相談センターが主催する研修に参加した。	引き続きDV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施するとともに、手続きに関する具体的な支援方法について知識、技術を習得するため大阪府女性相談センターが主催する研修に参加した。	実施	有	A	DV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施する。令和5年7月より配偶者暴力相談支援センター設立により、保護命令制度利用についての支援（申立書作成に関する支援、本人が希望すれば裁判所への同行支援、地裁からの書面回答請求への回答）を行う。	6月末まではDV被害者等へ保護命令申立て手続きに関する情報提供を実施していくとともに、7月以降は、本市DV専門相談員が保護命令申立て手続きに関する支援を行う。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉔	24	52	場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応をします	DV対策事業	一時保護施設や、相談実施場所など、情報が漏れない様留意している。	被害者が安心して一時保護所への避難を行えるようきめ細かな対応をしていく。	相談場所や一時保護施設の情報を漏らすことなく、一時保護所への移送を8件実施した。	実施	有	A	一時保護施設や、相談実施場所など、情報が漏れないことに留意している。	被害者が安心して一時保護所への避難を行えるようきめ細かな対応をしていく。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉔	25	53	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議」の機能を強化します	東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議	全体会議については総括的事項を、実務担当者会議においては、東大阪地域の具体的事項について討議を実施し、年3回程度会議を開催するもの。	関係機関にDV被害の実態周知と啓発のために、講師による講義の機会を増やす。	大阪府女性相談センターなどのDV相談の実情を広く知って頂く機会を提供し、研修を行い、DV被害の実態周知と啓発を行った。	実施	有	A	全体会議については総括的事項を、実務担当者会議においては、研修や東大阪地域の具体的事項について討議を実施し、年2～3回程度会議を開催するもの。	関係者にDV被害の実態周知と啓発を行い、講師による講義の機会を提供する。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉔	25	54	要保護児童対策地域協議会や子ども見守り相談センターとの連携を強化したDV相談支援体制を充実します	DV対策事業	DV専門相談員が東大阪市要保護児童対策地域協議会構成員として登録し、児童虐待防止の取り組みについて情報交換を行い、子ども見守り相談センター主催の研修等に参加する。	児童虐待発見時についての対応を学ぶために、子ども見守り相談センターや要保護児童対策地域協議会主催の研修、また事例検討会への参加。	DV専門相談員が東大阪市要保護児童対策地域協議会に参加し、子ども見守り相談センター主催の研修も受講した。これ以外にも不定期ではあるが、子ども見守り相談センターとの連携会議を行った。	実施	有	A	DV専門相談員が東大阪市要保護児童対策地域協議会構成員として登録し、児童虐待防止の取り組みについて情報交換を行い、子ども見守り相談センター主催の研修等に参加する。	児童虐待発見時についての対応を学ぶために、子ども見守り相談センターや要保護児童対策地域協議会主催の研修、また事例検討会への参加。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉔	25	54	要保護児童対策地域協議会や子ども見守り相談センターとの連携を強化したDV相談支援体制を充実します	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域（中、西、東）会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	多文化共生・男女共同参画課と連携を取り、支援が必要な児童について、要保護児童対策地域協議会で支援する。	DVと児童虐待の事例は重複していることが多く、個別事例の相談、緊急受理会議、ケース会議、研修等にて多文化共生・男女共同参画課との連携に努めている。	実施	有	A	多文化共生・男女共同参画課と子ども見守り相談センターで状況に応じた対応方法や役割分担を協議し、両課で支援を行う。	多文化共生・男女共同参画課に新たに配偶者暴力相談センターが設置されたので、引き続き協議を重ね円滑な連携に努める。	子ども相談課
II	5	㉔	25	54	要保護児童対策地域協議会や子ども見守り相談センターとの連携を強化したDV相談支援体制を充実します	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域（中、西、東）会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	帳票類の工夫や協議を重ねることことで連携が円滑にいくよう努める。	DVと児童虐待の事例は重複していることが多く、個別事例の相談、緊急受理会議、ケース会議、研修等にて多文化共生・男女共同参画課との連携に努めている。	実施	有	A	多文化共生・男女共同参画課と子ども見守り相談センターで状況に応じた対応方法や役割分担を協議し、両課で支援を行う。	多文化共生・男女共同参画課に新たに配偶者暴力相談センターが設置されたので、引き続き協議を重ね円滑な連携に努める。	地域支援課
II	5	㉔	25	55	住まい、生活、就労など関係各課や関係機関と連携して被害者支援に取り組みます	DV対策事業	DV相談に付随する場合がある、各種証明発行について、市民課や行政サービスセンターと連携調整し、相談者の負担軽減に努めている。また、相談者が就労などにつながるよう生活支援課と連携に努めている。生活に困窮する場合は生活保護受給のため各福祉事務所保護課と連携している。	生活支援課による生活困窮支援につなぐ回数が少ないため、就労可能な被害者は協力して支援していく。	相談者が各種証明書が必要とする場合、庁内の担当課へ案内同行し、手続きを支援し、負担軽減に努めている。被害者が就労して独立を望む場合は、生活支援課と連携している。生活保護を必要とする場合は各福祉事務所と連携している。	実施	有	B	住まい、生活、就労などの関係機関との連携をより深めていく。	生活支援課による生活困窮支援につなぐ回数が少ないため、就労可能な被害者は協力して支援していく。	多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉔	26	56	民間シェルター等への助成など、民間団体との連携・協力体制を強化します	民間シェルター等支援事業	NPO法人等が運営する民間シェルターや中長期的自立支援施設（ステップハウスの）施設賃借料の1/2を補助する。	引き続きNPO法人等が運営する民間シェルターや中長期的自立支援施設（ステップハウスの）施設賃借料の1/2を補助する。	NPO法人等支援事業者に対して、当該制度について周知を図り民間シェルター等に対する支援事業を実施できた	実施	有	A	NPO法人等が運営する民間シェルターや中長期的自立支援施設（ステップハウスの）施設賃借料の1/2を補助する。	引き続きNPO法人等が運営する民間シェルターや中長期的自立支援施設（ステップハウスの）施設賃借料の1/2を補助する。	多文化共生・男女共同参画課



基本方針	基本方向	基本施策	施策名	策の位置	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
II	5	㉗	29	63	児童生徒を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行います	男女共同参画センター出前講座	男女共同参画センター・イコームによる小、中学校でのデートDV予防・出前講座を実施し、性別による思い込みから暴力につながることを知り、DV防止について考える機会につなげる。	引き続き市内3校の市立中学校においてデートDV予防・出前講座を実施していく。	令和4年度は市内4校の市立中学校においてデートDV予防・出前講座を実施した。	実施	有	A	中学校でデートDV予防講座を実施し、自尊感情を高め相手との対等な関係を築くことをめざし、ジェンダー規範に捉われることから支配関係に繋がることがに気づき、主体的に気持ちを伝えることの大切さを知る機会とする。	引き続きデートDV予防・出前講座を実施していく。		多文化共生・男女共同参画課
II	5	㉗	29	63	児童生徒を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめ防止啓発ポスター及びのぼりを作成、配付し学校園の取組み等に活用する。	全校園への配付	令和4年6月末に全校園へ送付済み。相手の気持ちを尊重することの大切さについて啓発することが、ジェンダーに基づく暴力の防止にも寄与するものであると考える。	実施	有	B	継続実施	全校園への送付		学校教育推進室
II	5	㉗	29	63	児童生徒を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成する。リーフレットを活用した学習を推進する。学習会を実施する。	リーフレットやポスターを作成し配布。リーフレットを活用した学習の推進を図っている。全中学校区での合同学習会、及びすべての学校で児童・生徒対象の学習会を各校の計画に基づき実施。	実施	有	A	リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。また、各中学校区の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援を行う。	リーフレットやポスターを制作するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。		人権教育室
II	6	㉘	30	64	児童生徒を対象にしたジェンダーに基づく暴力の防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめ防止啓発ポスター及びのぼりを作成、配付し学校園の取組み等に活用する。	全校園への配付	令和4年6月末に全校園へ送付済み。相手の気持ちを尊重することの大切さについて啓発することが、ジェンダーに基づく暴力の防止にも寄与するものであると考える。	実施	有	A	継続実施	全校園への送付		学校教育推進室
II	6	㉘	30	64	児童生徒を対象にしたジェンダーに基づく暴力の防止のための教育・啓発を行います	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成。リーフレットを活用した学習の推進。学習会の実施。	リーフレットやポスターを作成し配布。リーフレットを活用した学習の推進を図っている。全中学校区での合同学習会、及びすべての学校で児童・生徒対象の学習会を各校の計画に基づき実施。	実施	有	A	リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。また、各中学校区の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援を行う。	リーフレットやポスターを制作するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。		人権教育室
II	6	㉘	30	65	人権侵害を許さないという社会的機運を醸成するために、広報・啓発活動を充実します	男女共同参画啓発事業・市政だより啓発記事・情報紙「HOW」の発行	男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」を作成し市内に配布。市政だよりにてDV特集記事を掲載。男女共同参画センターにて「女性に対する暴力をなくす運動のつどい」を開催した。	情報紙や市政だよりのDV特集記事の掲載により、啓発を行う。	毎年度男女共同参画センターで実施する講座・催事に加え男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」を作成し、市内配布、市政だよりにてDV特集記事を掲載するなど、人権侵害を許さない社会について積極的に啓発を実施した。	実施	有	A	引き続き、情報紙や市政だよりを活用して、積極的に啓発する。	情報紙や市政だよりのDV特集記事の掲載により、啓発を行う。		多文化共生・男女共同参画課
II	6	㉘	30	65	人権侵害を許さないという社会的機運を醸成するために、広報・啓発活動を充実します	市政だより啓発記事	人権啓発活動に伴う広報及び、子どもの人権標語の掲載	引き続き、市内学校園の子どもが作った人権標語を毎月市政だより等へ掲載する。	市政だよりにより毎月1回市内学校園の子どもが作った人権標語を掲載。	実施	有	A	人権啓発活動に伴う広報を実施し、社会的機運を醸成するよう努める。	引き続き、市内学校園の子どもが作った人権標語を毎月市政だより等へ掲載する。		人権啓発課
II	6	㉘	30	66	暴力防止のために、あらゆる機会をとらえて学習機会を提供します	男女共同参画研修事業（出前講座）・市政だより啓発記事など	男女共同参画センター・イコームによる小、中学校でのデートDV予防・出前講座を実施。市政だよりにてDV特集記事を掲載。	今まで実施してきた中学校とは別の学校でもデートDV予防・出前講座を実施していく。	女性に対する暴力防止運動への主体的な参加を目的として、啓発写真を作成する講座を実施。講義を聞き、暴力の防止に関する理解を深める講座を行った。	実施	有	A	今後もあらゆる機会をとらえて、暴力防止にむけた啓発を行う。	今後もあらゆる機会をとらえて、暴力防止にむけた啓発を継続して行う。		多文化共生・男女共同参画課
II	6	㉘	30	66	暴力防止のために、あらゆる機会をとらえて学習機会を提供します	障害者虐待防止事業	事業者による障害者への虐待を防止するため、研修会等を開催。	事業者向けの権利擁護、虐待防止を目的とする研修会を引き続き開催する。	施設従事者向け虐待防止講演会をR5.3.15開催。テーマは「アンガーマネジメント～怒りの感情と向き合う～」。事業所からの参加者総数157名。	実施	有	B	障害者差別解消法と合わせて、権利擁護についての周知及び理解促進に努める。	事業者向けの権利擁護、虐待防止を目的とする研修会を引き続き開催する。		障害施策推進課
II	6	㉘	31	67	子どもへの暴力に関する情報を収集し、児童虐待防止法などの啓発や充実を図ります	DV家庭児童虐待防止事業	子ども見守り相談センター主催の研修会等に参加し、子どもへの暴力に関する情報を収集。また、協力して児童虐待防止法などの啓発や充実を図る。	子ども見守り相談センター主催の研修会等に参加し、11月の子ども虐待防止月間に開催されたオランダリボンネットワークに参加して行く。	要保護要保護児童対策地域協議会主催の研修会に参加した。11月の子ども虐待防止月間に開催されたオランダリボンネットワークに参加し、児童虐待防止の啓発を行った。	実施	有	B	児童虐待の件数は年々増加しており、市の通告窓口としての対応力が求められている。虐待者への警告、または適切なサービスにつなげることで虐待予防に努める。	引き続き、要保護児童対策地域協議会主催の研修会に参加し、11月の子ども虐待防止月間に開催されたオランダリボンネットワークに参加していく。		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
II	6	㊸	31	67	子どもへの暴力に関する情報を収集し、児童虐待防止法などの啓発や充実を図ります	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を活用し、関係機関と情報共有し連携に努める。コロナウイルス感染拡大に配慮しながら子育て講演会や研修会を実施し啓発に努める。「面前DV防止」や「叩かない子育て」などのチラシを活用し常時啓発を図る。	11月の子ども虐待防止月間に開催されたオンラインリボンワークを実施し、児童虐待防止の啓発を行った。	実施	有	A	子ども見守り相談センターの周知や児童虐待防止についての啓発チラシを活用し広く周知・啓発に努める。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を活用し、関係機関と情報共有し連携に努める。例年実施している子育て講演会の実施形態を更なる啓発を行うため、再考し実施する。「面前DV防止」や「叩かない子育て」などのチラシを活用し常時啓発を図る。	子ども相談課
II	6	㊸	31	67	子どもへの暴力に関する情報を収集し、児童虐待防止法などの啓発や充実を図ります	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を活用し、関係機関と情報共有し連携に努める。コロナウイルス感染拡大に配慮しながら子育て講演会や研修会を実施し啓発に努める。「面前DV防止」や「叩かない子育て」などのチラシを活用し常時啓発を図る。	要保護児童対策地域協議会で各関係機関のネットワーク構築に向けて会議や研修等を行っている。ケース会議や協同対応を通じて、各機関との連携や役割分担をすることで、継続的支援(切れ目のない支援)の意識が強化されつつある。	実施	有	A	児童虐待の件数は年々増加しており、市の通告窓口としての対応力が求められている。虐待者への警告、または適切なサービスにつなげることで虐待予防に努める。子ども見守り相談センターの周知や啓発チラシを活用し広く周知・啓発に努める。	要保護児童対策地域協議会の会議や研修等を活用し、関係機関と情報共有し連携に努める。例年実施している子育て講演会の実施形態を更なる啓発を行うため、再考し実施する。「面前DV防止」や「叩かない子育て」などのチラシを活用し常時啓発を図る。	地域支援課
II	6	㊸	31	68	基本的人権に基づいた「児童の権利に関する条約」の持つ理念を把握し、子どもの人権を保障することを目的に、啓発冊子の作成や市民講座などを実施します	人権啓発資料発行、人権講演会、市民人権講座	ヒューマンライツカレンダーや冊子等の人権啓発資料の発行及び、人権講演会や市民人権講座の開催	講演会実施時に「子どもの人権」を取り上げている当該発行の人権啓発冊子「ハーモニー」を配布する。	子どもの権利条約と子どもアドボカシーを明記する等改訂した人権啓発冊子「ハーモニー」を発行。各事業合計1083人に配布。令和4年6月2日に「子どもアドボカシー」をテーマとした市民人権講座を開催。	実施	有	A	「ヒューマンライツカレンダー」や「ハーモニー」に、子どもの人権をテーマにとりあげ続け、適宜内容の見直しを行う。	引き続き、講演会実施時に「子どもの人権」を取り上げている当該発行の人権啓発冊子「ハーモニー」を配布する。	人権啓発課
II	6	㊸	31	68	基本的人権に基づいた「児童の権利に関する条約」の持つ理念を把握し、子どもの人権を保障することを目的に、啓発冊子の作成や市民講座などを実施します	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	11月の虐待防止キャンペーンでは、コロナウイルス感染拡大防止に配慮し更なる啓発に努める。また、「叩かない子育て」や「面前DV防止」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。	令和4年11月に児童虐待防止キャンペーンの一環として、子育て講演会を数年ぶりに集合型で開催した。「叩かない子育て」や「子ども放縦」「面前DV」など状況に合わせた啓発チラシの配布や市民講座などを実施し啓発を行った。	実施	有	A	子どもの尊厳を損なう児童虐待から子どもを擁護する取り組みの充実を目指し、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携し適切な支援に努める。子どもが心身ともにすこやかに育成されるよう、啓発活動として子育て講演会や市民講座を実施する。	11月の虐待防止キャンペーンでは、例年実施している子育て講演会の実施形態を再考して実施し、更なる啓発に努める。また、「叩かない子育て」や「面前DV防止」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。	子ども相談課
II	6	㊸	31	68	基本的人権に基づいた「児童の権利に関する条約」の持つ理念を把握し、子どもの人権を保障することを目的に、啓発冊子の作成や市民講座などを実施します	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組む。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	11月の虐待防止キャンペーンでは、コロナウイルス感染拡大防止に配慮し更なる啓発に努める。また、「叩かない子育て」や「面前DV防止」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。	令和4年11月の子ども虐待防止月間の周知啓発活動の一環として、子育て講演会を数年ぶりに集合型で開催した。「叩かない子育て」や「子ども放縦」「面前DV」など状況に合わせた啓発チラシの配布や市民講座などを実施し啓発を行った。	実施	有	A	子どもの尊厳を損なう児童虐待から子どもを擁護する取り組みの充実を目指し、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携し適切な支援に努める。子どもが心身ともにすこやかに育成されるよう、啓発活動として子育て講演会や市民講座を実施する	11月の子ども虐待防止月間では、例年実施している子育て講演会の実施形態を再考して実施し、更なる啓発に努める。また、「叩かない子育て」や「面前DV防止」などについて、チラシ等を活用し常時周知を図る。	地域支援課
II	6	㊸	32	69	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を深めます	DV家庭児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会事務局が主催する代表者会議や事例検討会、地区会議に参加し連携を深める。	令和4年5月に代表者会議、9月と12月に事例検討会、11月に東、中、西の地区会議と研修、令和4年1月の地区会議に参加し、関係機関との連携に努めている。	要保護児童対策地域協議会主催の代表者会議や事例検討会、地区会議、研修会に参加した。11月の子ども虐待防止月間に開催されたオンラインリボンサインネットワークに参加し、児童虐待防止の啓発を行った。	実施	有	A	要保護児童対策地域協議会事務局が主催する代表者会議や事例検討会、地区会議に参加し連携を深める。	代表者会議、事例検討会、東、中、西の地区会議と研修に参加し、関係機関との連携に努めていく。	多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
II	6	㊸	32	69	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を深めます	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。3地域(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	今後は年々、通告件数が増加、対応件数が増加する現状に対応するため、より一層、実務者のスキルアップを図る必要がある。また児童虐待防止活動については今年度もコロナ禍であるため感染予防に配慮し活動を行う必要がある。	代表者会議 1回 調整会議 年4回 地区会議 3地区 各年3回 実務者会議 3地区 各月1~2回(年45回) 事例検討会 年2回 個別ケース検討会議 延456人 11月子ども虐待防止月間周知啓発活動 子育て講演会	実施	有	A	要保護児童対策地域協議会で各関係機関のネットワークを構築し会議や研修等でスキルアップを図る。 ケース会議や協働対応を通じて、各機関との連携に努める。	今後は年々、通告及び対応件数が増加する現状に対応するため、実務者の更なるスキルアップを図る。 児童虐待防止活動について、効果的な啓発活動となるよう、活動内容の見直しも視野に入れ実施する。	子ども相談課
II	6	㊸	32	69	要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関の連携を深めます	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会の運営、啓発活動として子育て講演会、研修等を実施。(中、西、東)会議において、定期的に情報交換や、事例検討に取り組み。毎年11月には虐待防止キャンペーンとして、関係機関による啓発活動を実施。	今後は年々、通告件数が増加、対応件数が増加する現状に対応するため、より一層、実務者のスキルアップを図る必要がある。また児童虐待防止活動については今年度もコロナ禍であるため感染予防に配慮し活動を行う必要がある。	代表者会議 1回 調整会議 年4回 地区会議 3地区 各年3回 実務者会議 3地区 各月1~2回(年45回) 事例検討会 年2回 個別ケース検討会議 延456人 11月子ども虐待防止月間周知キャンペーン 子育て講演会	実施	有	A	要保護児童対策地域協議会で各関係機関のネットワークを構築し会議や研修等でスキルアップを図る。 ケース会議や協働対応を通じて、各機関との連携に努める。	今後は年々、通告及び対応件数が増加する現状に対応するため、実務者の更なるスキルアップを図る。 児童虐待防止活動について、効果的な啓発活動となるよう、活動内容の見直しも視野に入れ実施する。	地域支援課
II	6	㊸	33	70	あらゆる暴力をなくすために啓発、学習機会を提供します	男女共同参画センター講座	女性に対する暴力をなくす運動期間中に、男女共同参画センターにて、DVのつどいを開催し、DVの基本的な知識について啓発する。	DVのつどいにおいて、講演と展示を開催し、女性に対する暴力の防止に関する理解を促進する。	男女共同参画センターでは年間を通じて、さまざまな講座等を実施しているが、DVに関しては、女性に対する暴力をなくす運動期間にちなんで、11月に「DVのつどい」を開催した。	実施	有	A	国の定める「女性に対する暴力をなくす運動」期間に因み、DVのつどいを、女性や子どもをはじめ、あらゆる暴力のない社会を実現するために、市民の間に運動としての広がりをめざす機会としていく。	DVのつどいにおいて、講演と展示を開催し、女性に対する暴力の防止に関する理解を促進する。	多文化共生・男女共同参画課
II	7	㊸	34	71	男女共同参画の視点に立った「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を推進します	東大阪市ひとり親家庭自立促進計画の推進	令和3年度に策定した第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画において、「就業の支援」「子育てや生活面の支援」「養育費確保の促進」「経済的な支援」「相談機能や情報提供の充実」「母子寡婦福祉団体等との連携強化」を実施の基本方向とし、令和3年度から令和4年度において本計画に関わる事業の実施を推進するもの。	引き続き令和3年3月に策定した、第4次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画に基づき、ひとり親家庭の更なる支援に努めている。	・令和4年度は児童福祉専門分科会を4回開催した。 ・東大阪市ひとり親家庭自立促進計画を総合的に推進するため、各年度ごとに事業の実施状況を把握し、社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会において、計画進行の確認や課題の検討などを行い、それらをもとに関係各課や関係機関に働きかけていくことで、本市におけるひとり親家庭の自立支援施策を総合的・計画的に推進することを図っている。	実施	有	A	令和5年3月に策定した「第2次子どもの未来応援プラン」に基づき、本市における子ども及びひとり親家庭の自立支援施策を総合的・計画的に推進することを図る。	令和5年3月に策定した、第2次東大阪市子どもの未来応援プランに基づき、ひとり親家庭の更なる支援に努めたい。	子ども家庭課
II	7	㊸	34	72	ひとり親家庭等の子どもたちの発想や思いが大切にされるような子ども食堂や学習支援などの居場所づくりを推進します	子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所づくりを実施する地域のボランティアやNPO、事業所等と協働し、意見交換や情報共有を行うネットワークを構築する。また、子どもたちの発想や思いが大切にされるような居場所づくりの支援を行う。 ①東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業 地域の社会福祉法人の協力を得て、市内10施設において小学生を対象とした学習支援を実施。 ②東大阪市食の提供を伴う居場所づくり支援事業 子ども食堂を運営する団体等に対し、安心・安全に資する費用等、事業に要する費用の一部を補助。	①新型コロナウイルス感染症の影響により5施設のみでの実施となっていたが、1ヵ所再開でき6ヵ所となり、引き続き実施団体と協議を行うとともに、関係機関、関係部局から対象者への情報提供を行っていき利用者登録者の増加を図っていく。 ②令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの居場所としての子ども食堂を中止する団体があった。引き続き補助団体と協議を行うとともに、東大阪市内の子どもの居場所づくりについての取り組みの輪を広げるために広報活動に取組み、新たに本補助金交付を希望	①地域の社会福祉施設に協力をいただき、施設内において小学生を対象とした、子どもたちの学習習慣の定着や学習意欲の向上を目指した居場所づくりを平成30年10月より実施し、令和4年度は7ヵ所で実施した。 のべ利用人数 1,369人 ②市内で子ども食堂を実施・運営する団体に対して、子ども食堂の運営に要する経費の一部を補助金として交付。補助金の交付にあたっては、検便や行事保険等の安全・安心のための経費を優先的な使途とし、残費はその他経費に充当可能なもの。補助額は、調理を伴う場合は1開催当たり7,000円を、調理を伴わない場合は3,000円を補助。令和4年度は、16団体(うち3団体は新規)に補助を行ったが新型コロナウイルス感染症の影響により子ども食堂を中止する団体もあった。 のべ利用人数 8,504人	実施	—	A	①関係機関、関係部局から対象者への情報提供を行い、事業への利用登録者は、令和5年3月末時点で89名となっている。現在7ヵ所での実施であるが、距離的な理由で利用が困難なケースもあり、実施場所の検討が必要である。また関係機関、関係部局から対象者への情報提供を行っていき利用者登録者の増加を図っていく。 ②令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの居場所としての子ども食堂を中止する団体があった。引き続き補助団体と協議を行うとともに、東大阪市内の子どもの居場所づくりについての取り組みの輪を広げるために広報活動に取組み、新たに本補助金交付を希望する団体を募集していく。	①関係機関、関係部局から対象者への情報提供を行っていき利用者登録者の増加を図っていく。 ②令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの居場所としての子ども食堂を中止する団体があった。引き続き補助団体と協議を行うとともに、東大阪市内の子どもの居場所づくりについての取り組みの輪を広げるために広報活動に取組み、新たに本補助金交付を希望する団体を募集していく。	子ども家庭課

基本方針	基本施策	施策名	所収の頁	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
II	7	㉔	35	73	ひとり親家庭等を対象にキャリア支援を含めたパソコンや簿記など就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を充実します	①情報の周知 ②就活応援窓口事業	①国等の情報の周知を実施 ②就活ファクトリー東大阪において、39歳以下の若者及び女性（年齢不問）を対象とし、キャリアカウンセリングやセミナーを通じて、就労を支援する。	①公共職業安定所が実施するハローレーニンコンなどの就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を実施する。 ②就活ファクトリー東大阪で若者と女性を対象にパソコンを始めとするキャリアアップセミナーを実施した。（若者向けセミナー：58回・女性向けセミナー24回開催）	実施	有	A	今後も、就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を実施する。	キャリア支援を含めたパソコンなどの就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を実施する。		労働雇用政策室
II	7	㉔	35	73	ひとり親家庭等を対象にキャリア支援を含めたパソコンや簿記など就労につながる講座や助成制度の周知を図り、就労までの支援を充実します	ひとり親家庭を対象にした講座や助成制度の周知及び就労支援の充実	母子家庭の母または父子家庭の父を対象とした就業支援講習会を開催し、就労につながるような資格の取得を図るとともに、ハローワーク等と連携して就労までの継続した支援を充実させる。	引き続き、就業支援講習会を開催し、就職に役立つ知識・技能の習得や就職に結びやすい資格の取得を支援する。また、父子家庭の父の受講が少ないため、市政だよりやウェブサイト等で父子家庭の父も対象であることを周知していく。	実施	—	B	今後も、就業支援講習会を開催し就職に役立つ資格の取得ができるよう支援に努めていく。	引き続き、就業支援講習会を開催し、就職に役立つ知識・技能の習得や就職に結びやすい資格の取得を支援する。また、父子家庭の父の受講が少ないため、市政だよりやウェブサイト等で父子家庭の父も対象であることを周知していく。		子ども家庭課
II	7	㉔	35	74	ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられるよう、事業所に対して雇入れを促進するための制度の情報を提供します	①労政ニュースの発行 ②東大阪市トライアル雇用支援金	①月1回、労政ニュースを発行し、事業所あてにファックス送信している。 ②企業が国のトライアル雇用を利用して、ひとり親家庭の母親等を雇用した場合、支援金を支給。	ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられる制度の情報提供を行う。	実施	有	A	労政ニュースで東大阪市トライアル雇用支援金を周知していく。	ひとり親家庭の母親などが就労の機会を広げられる制度の情報提供を行う		労働雇用政策室
II	7	㉔	36	75	男女共同参画の視点に立った「東大阪市高齢者保健福祉計画・東大阪市介護保険事業計画」を推進します	東大阪市高齢者保健福祉計画・東大阪市介護保険事業計画策定事業	東大阪市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定事業を策定する。	性別を問わず高齢者や介護に関わる方へアンケートを実施し報告書にまとめる。	実施	有	A	今後もアンケート調査を実施する際には、性別を問わずに対象者の抽出を行う	アンケートの回答の集計を行い、性別を問わず得られた市民からの意向・要望等を反映した計画を策定する		高齢介護課
II	7	㉔	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参画できるよう支援します	①東大阪市シルバー人材センター補助金 ②シニア＆マザーズ雇用促進活性化事業（東大阪商工会議所補助事業） ③高齢者就業対策事業	①簡易な就労を通じて高齢者の社会参加や生きがいづくりを行うシルバー人材センターの運営を補助する。 ②企業が高齢者や女性を積極的に活用できるようにセミナーを開催 ③働く意欲のある高齢者が、その知識と経験を活かしながら活躍できる環境を支援する。	①シルバー人材センターに補助金を交付するとともに、周知を行った。 ②令和5年2月27日、「多様な人材が活躍すれば会社が伸びる」セミナーを開催。（参加者数：23名） ③55歳以上の高齢者対象の就労支援のセミナー・仕事説明会を実施した。（セミナー開催数：8回・参加者数：311名、仕事説明会開催数4回・参加者数：140名）	実施	有	A	今後も働く意欲のある高齢者が、その知識と経験を活かしながら活躍できる環境を支援する。	就労を通じて高齢者の社会参加を支援する。		労働雇用政策室
II	7	㉔	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参画できるよう支援します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。	「いこうらむ塾」において地域貢献セミナーを開催し、サークル、地域団体においてよりよい関係を築き、地域活性化へ繋げるための講座を実施したが、特に高齢者を対象とした支援はできなかった。	実施	有	B	地域活動だけでなく、ボランティアや就労などでも積極的に社会参画できるような講座も展開していく。	広報・周知を工夫し、参加者数の増加をめざす。		多文化共生・男女共同参画課
II	7	㉔	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参画できるよう支援します	地域まちづくり活動助成金	市民が自ら企画・提案・実施する事業に助成金を交付し、地域のまちづくり活動を支援する。	無し	実施	無	A	引き続き、男女がともに主体的に活動を実施できるよう地域のまちづくり活動を支援していく。	無し		地域活動支援室
II	7	㉔	36	76	高齢者が長年培った知識や経験を活かして、ボランティア活動や地域活動、就労などで積極的に社会参画できるよう支援します	シニア地域活動実践塾事業	高齢者が「楽しく集い・学び・語り・行動する」講座として実施し、この講座で得たものを、身近な地域社会で役立てていただく。 ■対象者：満60歳以上の市民 ■場所：角田総合老人センター他	参加者の男女比 1:1 男女比率については、はば1:1であり、男女共に参加していただけている。	実施	有	A	修了生が活動できる場をさらに広げていく。	参加者の男女比 1:1		高齢介護課
II	7	㉔	37	77	高齢者が支援を必要とする状態になったとしても住み慣れた家庭・地域で住み続けられるよう、地域の見守り体制や生活支援サービスを充実します	高齢者実態把握事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象にアンケートを実施して生活実態を把握し、支援が必要な方には相談窓口を紹介し早期に支援につながる取り組みを進めている。またアンケート未返送の方や、回答があってもより詳細な把握が必要と思われる方については訪問調査を実施し、必要に応じて関係相談機関についている。	男女ともに孤立が心配な高齢者や支援の必要な高齢者等との相談機関につなぐことができた。	実施	有	A	把握率の向上のために、アプローチ方法や訪問回数の検討が必要である。	男女ともに孤立が心配な高齢者や支援の必要な高齢者を把握し、情報提供や早期の支援につながるるとともに、関係機関との連携の強化に努める。		高齢介護課

基本方針	基本方向	基本施策名	施策の位置	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
II	7	㉔	37	77	高齢者が支援を必要とする状態になったとしても住み慣れた家庭・地域で住み続けられるよう、地域の見守り体制や生活支援サービスを充実します	地域包括支援センターの設置	総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの実施	電話など対面以外の方法も活用して相談対応機能の強化を図る。	実施	有	A	継続して実施していく。	電話など対面以外の方法も活用して相談対応機能の強化を図る。		地域包括ケア推進課
II	7	㉔	37	78	高齢者福祉・介護関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「支援職が元気になる講座」	ジェンダー役割の観点から、ケア労働者が満足を感じながら働くことができバーンアウトや離職を防ぐための支援と、自分でできるストレスケアの方法を学ぶ講座を実施した。	実施	有	A	今後も継続して実施する。	支援職を対象とした講座を実施、参加者の増加を目指す		多文化共生・男女共同参画課
II	7	㉔	37	78	高齢者福祉・介護関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	事業者指導監査事業	事業所への集団指導時に、人権尊重の観点から、介護の現場でのハラスメント防止に関する啓発を行う。	集団指導を実施する際に、内容に関する啓発を行った。 集団指導の資料として「支援職が元気になる講座」の資料等を添付した。	実施	有	A	今後も、事業所への集団指導時に介護現場でのハラスメント防止に関する啓発を行う。	事業所に対して集団指導を実施する際に、内容に関する啓発を行う。		法人・高齢者施設課
II	7	㉔	37	78	高齢者福祉・介護関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	指定居宅サービス事業者等集団指導	毎年介護事業者に対して当該年度における指導及び監査の実施方法、指定等の基準及び介護給付等の算定方法、介護保険制度の改正の内容等の指導を行っている	令和4年7月に実施した集団指導（書面開催）の資料に東大阪市男女共同参画センター・イコームにて令和4年9月に開催予定の「支援職が元気になる講座」の案内、申込書の掲載を行った。	実施	有	A	今後も毎年の集団指導時に介護事業者へ男女共同参画の啓発を行っていく	集団指導時に介護事業者へ男女共同参画の啓発を行う		介護事業者課
II	7	㉔	38	79	男女共同参画の視点に立った「東大阪市障害福祉計画・東大阪市障害児福祉計画」を推進します	障害者計画の推進	障害のある女性、子ども、高齢者等の複合的な課題や障害特性等に配慮したきめ細かい支援を行うため、障害者福祉計画・障害児福祉計画を推進する。	次年度の計画策定作業に向けて、重点課題の整理等を実施。	実施	有	B	次期計画策定に向けて、引き続き課題の整理や検討を進めるためのPDCAを行う。障害のある女性や子どもという観点からも計画の実施状況を見直す。	R6年度から3年間を計画期間とする次期計画の策定を行うなかで、ニーズ調査、PDCA、計画案作成などの各段階において、各特性に配慮した視点を反映する。		障害施策推進課
II	7	㉔	38	80	社会参加への推進や障害者の自立支援に向けた事業を充実します	余暇活動や社会参加の取組みの充実	障害のある人がさまざまな活動を通じて生涯にわたって社会参加と自己実現を図り、文化的な生活を継続していくことができるように、幅広い分野にわたる活動全般について積極的に参加し、活動を主導できるような支援する。	市民への理解啓発を目的として、障害の有無に関わらず参加できる文化イベント等に取り組みとともに、障害当事者が主体となる機会・場に関する情報提供を行う。	実施	有	B	新型コロナウイルス感染症の流行により、社会参加の場の提供が重要であることが再確認できたため、障害者の社会参加を推進するため、スポーツや文化活動の機会を増やすとともに、自主的な活動についても支援していく。	市民への理解啓発を目的として、障害の有無に関わらず参加できる文化スポーツイベント等に取り組みとともに、障害当事者が主体となり取り組めるような機会・場に関する情報提供を行う。具体的には、健常者と障害者の交流の場である「ふれあいのつどい」を今年度より各地域にある障害福祉事業所等でも交流できるイベントを用意するなど再構築する。		障害施策推進課
II	7	㉔	39	81	地域の相談支援のネットワークづくりを支援します	相談支援体制の充実	東大阪市自立支援協議会のケア連絡会において、さまざまな相談支援の地域課題などを抽出し、課題解決に向けた議論を各支援機関と行い、課題の共有や連携を図る。	相談支援ネットワーク会議を継続し、地域の相談機関同士との連携やスキルアップにつなげる。 令和4年度実績 相談支援ネットワーク開催3回 ケア連絡会開催6回	実施	有	A	自立支援協議会内にケア連絡会及び相談支援ネットワークを設置し、地域の身近な相談機関で把握した課題を集約、関係機関での検討につなげる。	相談支援ネットワーク会議を継続し、地域の相談機関同士の連携やスキルアップにつなげる。		障害施策推進課
II	7	㉔	39	82	障害福祉関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「支援職が元気になる講座」	ジェンダー役割の観点から、ケア労働者が満足を感じながら働くことができバーンアウトや離職を防ぐための支援と、自分でできるストレスケアの方法を学ぶ講座を実施した。	実施	有	A	今後も継続して実施する。	障害福祉関係事業者を対象とした男女共同参画視点からの講座を実施、参加者の増加を目指す。		多文化共生・男女共同参画課
II	7	㉔	39	82	障害福祉関係事業者に対して男女共同参画を啓発します	障害者が安心して暮らせるための環境整備（ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶）	事業所への研修時に、ジェンダーに基づく暴力を含む、障害者虐待の防止について、啓発を行う。	従来より、啓発を実施してきた。今年度も引き続き、実施する。	実施	有	B	感染症予防対策のため現在は書面及び動画での開催となっているが、事業所側の意見等を把握するために対面での開催を考えている。	事業所に対して、集団指導を実施する際に内容に織り込む。 感染症の状況を鑑みながらはあが対面での開催を目指す。 新規事業所に向けて毎月、実施する		障害福祉事業者課

基本方針	基本方向	基本施策	施策の名称	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課	
II	7	㉔	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	市政だより発行業務 市ウェブサイト管理運営業務	毎号の市政だよりのうち、行政情報・生活関連情報をA4用紙2枚分程度に抜粋し、4か国語（英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語）に翻訳した外国人向けの市政だよりを多文化共生情報プラザに作成してもらっている。 平成24年3月のウェブサイトリニューアルに伴い、自動翻訳システムを導入。多言語（英語・朝鮮語・中国語（2言語））に自動翻訳し情報を発信している（添付ファイルを除く）。	市政だよりは、伝えたい内容を明確にしたうえで、図やイラストを適宜用いて見やすい紙面作りを取り組んでいく。 昨年度に引き続き、CMS（コンテンツマネジメントシステム）を活用し、アクセシビリティに配慮しながら積極的に情報を公開していく。閲覧端末の変化にあわせ、PCだけでなくスマートフォンやタブレット端末でも適切に表示されるようシステム改修を行い、閲覧者が情報を得やすいサイト作りを心がけていく。	市政だよりにおいては、4ヶ国語に翻訳したものを継続して作成している。 市ウェブサイトは、システム再構築に伴い、従前からの4ヶ国語表記にベトナム語を追加したほか、Googleの翻訳機能は133ヶ国の多言語に対応している。 読み上げソフトの導入や、やさしい日本語での情報発信により、アクセシビリティに対応するよう改善した。	実施	無	A	関係各課と調整し、市内の外国籍住民のニーズにあった言語を整備していく必要がある。	市政だよりは、伝えたい内容を明確にしたうえで、図やイラストを適宜用いて見やすい紙面作りを取り組んでいく。 ウェブサイトについても昨年度に引き続き、CMS（コンテンツマネジメントシステム）を活用し、アクセシビリティに配慮しながら積極的に情報を公開していく。閲覧端末の変化にあわせ、PCだけでなくスマートフォンやタブレット端末でも適切に表示されるようシステム改修を行い、閲覧者が情報を得やすいサイト作りを心がけていく。		広報課
II	7	㉕	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催をしている。【英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語（スペイン語も対応可能） 平日 9：00～17：30】・行政文書等の翻訳、筆耕・語学ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座等	引き続きウェブサイトや「多文化共生情報プラザだより」を広く配布することで情報を提供した。 多文化共生情報プラザは、互いの文化を認めあひ、共に地域社会を支え発展に寄与し、安定した暮らしが継続して可能となることを目的として、本市全ての住民を対象とした多文化共生に関連する情報の提供及び情報の収集事業、各種相談案内事業を実施した。	実施	有	B	今後も、東大阪市で生活する上での情報提供、相談事業を多言語で実施するほか、国籍に関わらず男女共同参画の視点をもって全ての住民が交流できる場の提供に努める。	引き続きウェブサイトや「多文化共生情報プラザだより」などで情報提供を実施する。		多文化共生・男女共同参画課	
II	7	㉖	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	多言語による避難情報の発信	災害時緊急情報を多言語で発信します	ハザードマップ等の市民に広く行き渡る媒体を作成する際には、多言語発信を行うよう努める。	実施	—	A	ハザードマップ等の市民に広く行き渡る媒体を作成する際には、多言語発信を行うよう努める。	ハザードマップ等の市民に広く行き渡る媒体を作成する際には、多言語発信を行うよう努める。		危機管理室	
II	7	㉗	40	83	市が発行する多様な媒体において多言語による生活情報を発信するとともに必要に応じて翻訳・通訳の支援を行います	意思疎通支援事業	手話は言語であるとの認識の下、ろう者が社会生活を送るうえで必要不可欠な情報保障を図るため、手話通訳者の設置・派遣を行う。	設置手話通訳者及び登録派遣通訳者の育成、確保に努める。	実施	有	B	遠隔手話通訳の併用等により、必要な情報保障を図っていく。	設置手話通訳者及び登録派遣通訳者の育成、確保に努める。		障害施策推進課	
II	7	㉘	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行います	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催をしている。【英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語（スペイン語も対応可能） 平日 9：00～17：30】・行政文書等の翻訳、筆耕・語学ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座等	多文化共生情報プラザ業務を通じて、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもを支援する。 (令和4年度実績) 多文化共生情報プラザ相談件数：876件 筆耕翻訳：478件 語学ボランティア派遣：247件	実施	有	B	教育にかかる通訳支援において、語学ボランティアの確保が課題となっており、関係機関とも連携しながらボランティアの確保に努める。	引き続き多文化共生情報プラザ業務を通じて、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもを支援する。		多文化共生・男女共同参画課	
II	7	㉙	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行います	多言語進路ガイダンス 多文化共生フォーラム	多言語進路ガイダンスや多文化共生フォーラムについて周知し、外国人の子どもの教育にかかわる保護者と子どもへの支援を行う。	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもが、同じ言語を母語とする他校の子どもと出会ったり、高校生活に関する情報を聞くことにより、進路に展望を持つ。	実施	有	B	継続実施	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもが、同じ言語を母語とする他校の子どもと出会ったり、高校生活に関する情報を聞くことにより、進路に展望を持つ。		学校教育推進室	

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	所管の内	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
II	7	㉔	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかる保護者と子どもへの支援を行います	人権啓発	多言語進路ガイダンスや多文化共生フォーラムについて周知し、外国人の子どもの教育にかかる保護者と子どもへの支援を行う。	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもが、多言語進路ガイダンスや多文化共生フォーラムに参加し、同じ言語を母語とする他校の子どもと出会ったり、高校の教職員や外国にルーツのある高校生から高校生活に関する情報を聞くことにより、進路に展望を持つことができるよう情報を周知する。	多文化共生フォーラム及び多言語進路ガイダンスに関する周知及び参加への支援を行う。	実施	有	A	より多くの子どもたちが、自らの進路について考える機会を持つよう情報を周知する。	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもが、進路に展望を持つことができるよう関係行事の周知を行う。		人権教育室
II	7	㉔	40	84	学校から配布する文書の翻訳・通訳ボランティアの派遣や不就学の児童生徒に対し就学機会の確保を進めるなど、外国人の子どもの教育にかかる保護者と子どもへの支援を行います	就学案内の送付 就学先アンケートの送付	翌年度入学する、東大阪市在住の外国籍児童に対し、就学案内（東大阪市立学校に入学するための申請書）を送付している	外国籍児童生徒の就学状況の把握	10月5日に小学校入学予定者へ109通、11月8日中学校入学予定者へ18通送付した。就学先が把握できなかったのは小学校3名、中学校4名だった。	実施	無	B	今回、就学先が把握できなかった人に対して引き続き調査を行っていく。	全ての児童の入学状況を把握する。		学事課
II	7	㉔	40	85	外国人住民の日本語学習やよみかきの支援、生活・文化の相互理解のための講座を開催するとともに、学校教育での特別的教育課程による日本語指導を行います	日本語教室開催業務委託事業	日本語教室開催業務（市内6ヵ所8教室）を特定非営利活動法人東大阪日本語教室に業務委託している。日本語を学ぶことは勿論のこと、暗誦・弁論大会など学習成果の発表の場を設けるとともに、バーベキューパーティなどを通じて学習者とボランティアとの地域交流の場にもなっている。	学習者数 210人、ボランティア数 220人（年間のべ人数）	多文化共生社会を推進する施策の一環として、日本語が母語でないことにより日常生活に支障をきたしている住民を対象とする日本語教室開催業務を本市の事業と位置づけ、当該団体に事業委託している。令和2年度より教室数を1教室増やし、8教室で実施している。 R4学習者数 216人、ボランティア数 204人（年間のべ人数） ボランティア数は目標に達しなかったものの学習者数は目標に達するとともに、男女比もほぼ同等となり、男性、女性にかかわらず、日本語を学びたい住民全てを受け入れ、多文化交流も活発に行われた。	実施	有	B	令和2年度より教室数を1教室増やし、8教室で実施しているが、学習者、ボランティアとも登録者はコロナ禍以前より低い状態が続いている。新型コロナウイルス感染症対策の一環として開始したオンライン授業も引き続き実施するなど、学習環境を整えながら日本語教室を実施し、参加の促進を図る。また、ボランティアが高齢化しておりボランティアの人材確保も課題である。	学習者数 220人、ボランティア数 205人（年間のべ人数）	多文化共生・男女共同参画課	
II	7	㉔	40	85	外国人住民の日本語学習やよみかきの支援、生活・文化の相互理解のための講座を開催するとともに、学校教育での特別的教育課程による日本語指導を行います	学校園支援協力者の配置	学校教育での特別的教育課程による日本語指導の補助のため、スクールサポーター制度を活用する。	登録希望者は、全員登録する。	スクールサポーター制度を活用し、日本語指導の充実を行った。登録希望者は全員登録をした。	実施	無	B	継続実施	日本語指導が必要な子どもや外国にルーツのある子どもに対して、学力向上や学校生活等において必要なサポートをする。		学校教育推進室
II	7	㉔	40	85	外国人住民の日本語学習やよみかきの支援、生活・文化の相互理解のための講座を開催するとともに、学校教育での特別的教育課程による日本語指導を行います	よみかき教室	戦争と貧困、差別と人権抑圧等により読み書きに不自由な生活を長年余儀なくされた人々に対して、識字学習機会の拡充を図ることを目的とする東大阪市よみかき教室事業を実施する。	よみかき教室を開催し、識字学習機会の拡充を図る。	よみかき教室を開催し、読み書きが不自由な方々に学習の機会を提供した。	実施	有	A	性別に関わらず、引き続き読み書きに不自由する方々に対しよみかき教室を開催し、識字学習機会の拡充を図る。	よみかき教室を開催し、識字学習機会の拡充を図る。		社会教育課
II	7	㉔	40	86	男女共同参画の視点に立った「東大阪市外国籍住民施策基本指針」を推進します	東大阪市多文化共生指針	国籍や文化、習慣のちがいを認め合い、多様な民族と文化がともに生きる多文化共生社会の実現に向けて、取組みを推進する。	東大阪市多文化共生指針に基づき、取組みの推進する。	東大阪市多文化共生指針に基づき、多文化共生指針行動計画を策定し、多文化共生社会の実現に向けた取組みを推進した。	実施	有	B	2023年～2025年度の行動計画期間の取り組みを推進する。	多文化共生指針行動計画の進捗管理を行い、取り組みを推進していく。		多文化共生・男女共同参画課
II	7	㉔	41	87	多言語での相談体制を充実するとともに相談窓口を周知します	多文化共生情報プラザ事業	平成16年7月より事業を開始。東大阪市内で生活するうえで必要な情報の多言語提供、相談案内、講座開催をしている。【英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語（スペイン語も対応可能） 平日 9:00～17:30】庁内の行政文書等の翻訳、筆耕・語学ボランティア派遣・外国人のための1日相談サービス・多文化理解講座 等	年間相談件数 1050件	多文化共生情報プラザは、互いの文化を認め合い、共に地域社会を支え発展に寄与し、安定した暮らしが継続して可能となることを目的として、本市全ての住民を対象とした多文化共生に関連する情報の提供及び情報の収集事業、各種相談案内事業を実施している。令和4年度の年間相談件数は876件で、目標には至らなかった。多文化共生情報プラザのポスターやチラシを市の施設に設置するなど、11言語以上の情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として、より多くの住民に周知できるように努めている。	実施	有	B	引き続き11言語以上の情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として、より多くの住民に利用してもらえるよう周知に努める。	年間相談件数 1000件		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課	
II	7	㉞	42	88	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立の支援に関する相談、就労支援や家計改善支援などを行います	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立の支援に関する相談、就労支援や家計改善支援などを行います	実施	有	A	外国人やDVの問題への対応を多文化共生情報プラザと連携して支援をしています。	生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立の支援に関する相談、就労支援や家計改善支援などを行います。		生活支援課	
II	7	㉞	43	89	「8050問題」「介護と育児のダブルケア」「社会的孤立」など、複雑化・多様化した生きづらさやリスクに対応する包括的な支援体制を整えます	断らない包括的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、様々な機関が連携しながら、本人に寄り添い支援する、包括的な相談支援体制を構築する。	重層的支援体制整備事業の実施 令和4年度より重層的支援体制整備事業を実施し、既存の相談支援等の取り組みを活用しながら、包括的に相談を受け止め、様々な機関と連携しながら本人に寄り添った支援を行っている。 【令和4年度】 CSWへの相談者（延べ人数）1046人 CSWへの相談件数（延べ件数）53920件	実施	無	A	包括的な相談支援体制の構築は、継続した取り組みが重要であることから、引き続き制度の周知及び関係機関との連携を図っていく。	重層的支援体制整備事業の実施及び更なる連携強化に向けた取り組みを行う		地域福祉課	
II	7	㉞	43	89	「8050問題」「介護と育児のダブルケア」「社会的孤立」など、複雑化・多様化した生きづらさやリスクに対応する包括的な支援体制を整えます	相談支援事業	基幹相談支援センター及び委託相談支援センターを中心に地域の相談支援ネットワークを構築し、複雑・多様化した問題を抱える世帯を支援する。	委託相談の再構築を行い、リージョン担当制から中学校区を基準とした地域割に再編する。事業者の変更等新体制への移行を円滑に進める。	実施	有	A	委託相談を再構築したが、相談件数の増加や、困難ケースが増え、飽和状態にある。相談体制の強化を図る必要がある。	委託相談の再構築を行い、リージョン担当制から中学校区を基準とした地域割に再編した。委託相談の事業所数を伸ばし、更なる充実を検討。		障害施策推進課	
II	7	㉞	44	90	育児や介護を安心して行えるよう道路のバリアフリー化を推進します	交通安全施設整備事業	既存の歩道における端部の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等の整備を行います。	市内道路利用者の安全と円滑な利用を促進するため、歩道端部の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に取り組み、誰もが利用し易い道路空間の構築に努める。	実施	無	A	市内道路における歩道端部の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置の取り組みを継続的に実施していく。	市内道路利用者の安全と円滑な利用を促進するため、歩道端部の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置等に取り組み、誰もが利用し易い道路空間の構築に努める。		道路整備課	
II	7	㉞	44	91	防犯カメラや防犯灯の設置など犯罪防止のための地域環境の整備を推進します	防犯灯設置費補助事業	自治会が設置する防犯灯に対して、設置費用の一部補助するもの。	2,130灯（令和4年度予算31,950千円）	実績報告書を受領した。	実施	有	A	事業継続予定。	2,130灯（令和5年度予算31,950千円）		公民連携協働室
II	7	㉞	44	91	防犯カメラや防犯灯の設置など犯罪防止のための地域環境の整備を推進します	共同施設設置事業	市内の商店街を訪れる方の安全安心な買い物環境づくりのため、商店街が街路灯や防犯カメラを設置する際に補助金を交付する。	6団体に対し補助金を交付（前年度希望調査による）	10団体に対し補助金の交付を行った（アーケード補修、防犯カメラ設置など。）	実施	有	A	今後についても安全安心な買い物環境整備を推進するため、引き続き希望のあった団体に対し補助金を交付していく。	5団体に対し補助金を交付（前年度希望調査による）		商業課
II	7	㉞	44	91	防犯カメラや防犯灯の設置など犯罪防止のための地域環境の整備を推進します	防犯カメラ設置事業	防犯カメラ設置は犯罪検挙や犯罪抑止の観点から治安上効果的なものであり、警察と連携して効果的な設置場所を選定した箇所に防犯カメラを設置していく事業	危機管理室及び各署警察と連携して、効果的な場所に防犯カメラを設置していく。	平成25年度より設置事業を行い、令和4年度までに市内防犯カメラ755台設置完了。	実施	一	A	令和5年度は市内防犯カメラを755台設置し、今後も治安上効果的な設置場所に防犯カメラを設置していく。	危機管理室及び各署警察と連携して、効果的な場所に防犯カメラを設置していく。		土木環境課
III	8	㉞	45	92	女性教職員の管理職登用や学校運営への積極的参画を進め、すべての教育活動・校務分掌を男女の教職員が平等に担う体制をつくります	啓発活動	学校ヒアリング等で学校長から状況を把握し、指導助言を通して男女の教職員が平等な体制づくりを支援する。	6月に人事担当指導主事による学校訪問。10月、1月と人事に関するヒアリング予定。	6月の学校訪問を実施し、学校長から状況を把握し、指導助言を通して男女の教職員が平等な体制づくりを支援した。10月、1月にヒアリング実施。	実施	有	A	引き続き男女の教職員が平等な学校体づくりについて指導助言する。	6月に人事担当指導主事による学校訪問。10月、1月と人事に関するヒアリング予定。		教職員課
III	8	㉞	45	93	男女平等教育を進めるための研修や情報交換、交流を行います	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	人権研修を実施する。	教育センターと連携し、初任者研修において実施。	実施	有	A	教育センター等関係各部署と連携し、男女共同参画に関する効果的な研修内容を検討する。	初任者が課題を自分事にとらえ、多面的な子ども理解の促進を図るための人権研修を実施する。また市内全教職員を対象とした人権教育研究会において「男女平等」をテーマとした研修を実施する。		人権教育室
III	8	㉞	45	93	男女平等教育を進めるための研修や情報交換、交流を行います	教職員研修	市立幼稚園・こども園新規採用者、小・中・高等学校教初任者に対する研修で男女平等教育に関する研修を実施する。	初任者・新規採用者研修で、男女平等教育に関する研修を実施する	12月に実施の初任者・新規採用者研修に、大阪府男女共同参画推進財団より講師を招聘し、男女平等教育について研修実施した。	実施	有	A	男女平等教育を推進するために、今日的課題を踏まえて継続して実施する。	初任者・新規採用者研修で、男女平等教育に関する研修を実施する。		教育センター

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	94年度の内容	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
III	8	㊸	45	94	子どもたち一人ひとりが性別にとらわれることなく、個性を育むことができるよう、保育士の研修や情報交換を行います	認可外保育施設 保育従事者研修	認可外保育施設の保育従事者を対象とする研修。保育従事者の質を高め、保育内容の向上及びより良い保育実践の積み上げを目的とする。	3回/年間催	11月、12月及び令和5年1月に開催予定。	実施	有	A	今後も、子どもたちには性別にとらわれず、個性を育むことができるよう、保育従事者に対してより充実した研修内容を準備する。	3回/年間催		施設指導課
III	8	㊸	45	94	子どもたち一人ひとりが性別にとらわれることなく、個性を育むことができるよう、保育士の研修や情報交換を行います	保育所研修事業	保育の根拠に男女平等があり、とりたててそれに焦点をあてた研修ではなく、研修内容に「子どもたち1人ひとりが性別にとらわれることなく、個性を育むことができるよう」な内容を含む研修を実施、および参加する。	研修の実施および参加	大阪保育子育て人権研究会等の研修事業を新型コロナウイルス感染症対策の観点からオンラインで行った。	実施	有	A	今後も引き続き大阪保育子育て人権研究会等の研修事業を実施、参加していく。	研修の実施および参加		保育課
III	8	㊸	46	95	男女平等意識の醸成のための啓発資料の充実を図ります	男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」	男女共同参画社会をめざす情報紙HOWの作成・配布。	情報紙HOWの発行（1回/年）	情報紙HOWの作成、発行。今年度からウェブサイトでの啓発記事も掲載した。令和4年度テーマ「多文化共生」	実施	有	A	継続して実施する。	情報紙HOWの発行（1回/年）		多文化共生・男女共同参画課
III	8	㊸	46	96	子どもの人権意識の醸成とエンパワーメント支援を進めます	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	人権研修を実施する。	教育センターと連携し、経験者研修において実施。	実施	有	A	教育センター等関係各部署と連携し、男女共同参画に関する効果的な研修内容を検討する。	人権研修を実施する。		人権教育室
III	8	㊸	47	97	教職員に対して幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を充実します	人権研修	人権教育推進のための研修を実施する。	人権研修を実施する。	教職員課等の関係各部署と連携し、全学校園に対する周知及び各校園における研修実施に対して支援を実施。	実施	有	A	教職員課等関係各部署と連携し、男女共同参画に関する効果的な研修内容を検討する。	セクシュアル・ハラスメント防止のための研修を実施する。		人権教育室
III	8	㊸	47	97	教職員に対して幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を充実します	教職員研修	市立幼稚園・こども園、小・中・高等学校教職員に対する経験者研修で服務に関する内容を取り扱う際に、セクシュアル・ハラスメント防止も含めて研修実施する。	各経験者研修の初回で、服務に関する研修を実施し、幼・児・童・生・徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止についても触れる。また、管理職研修においてもハラスメント防止研修を実施する。	4月～5月に実施した各経験者研修初回で、服務に関する研修を実施し、その中でセクシュアル・ハラスメント防止について触れた。また、10月に実施した管理職向けの研修で、ハラスメント防止についての研修をおこなった。	実施	有	A	セクシュアル・ハラスメントに係る今日の課題を踏まえて、服務に関する研修の中で継続して実施する。	各経験者研修の初回で、服務に関する研修を実施し、幼・児・童・生・徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止についても触れる。		教育センター
III	8	㊸	47	98	スクール・セクシュアル・ハラスメント相談窓口の充実を図ります	人権啓発	教職員課等の関係各部署と連携して、その充実を図る。	子どもが相談できる方法を充実させる。	関係部署と連携し、一人一台端末のホーム画面に子ども向け相談窓口を紹介しているホームページのショートカットのアイコンを表示。	実施	有	A	教職員課等関係各部署と連携し、子どもが相談しやすい支援の充実に向けた取組みを進める。	子どもが相談できる方法を充実させる。		人権教育室
III	8	㊸	48	99	保護者に対する男女共同参画に関する啓発活動を充実します	地域子育て支援センター事業	子育て支援センターにおいて、地域の親子が集まって互いに交流を深めることのできる場を提供する。その中で、男女問わず子育てに関心をもち、積極的に参加するきっかけとする。また、子育ての悩みや不安の相談に応じたり情報提供をする。	子育て支援情報誌などの発行物において、男性も育児に参加することを意識づけるような表現に努めるとともに、子育て支援センターにおいても、男女が共に子育てにかかわるよう啓発していく。	子育て支援情報誌等、発行物において男性の育児参加を意識づける表現を行う。コロナ禍で人数制限もあり、父親のみでの利用も多く見られた。親子のあそび場として、それぞれの親子間で自然な交流が見られた。1月からは、妊娠期からの支援「プレママ・プレババ」の取組を全支援センターで始めたところである。	実施	有	B	引き続き、情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していく。妊娠期から子育てへの関心を持てるように「プレママ・プレババ」の取組を強化すると共に男性の育児参加を促すような講座等を取り組んでいく。	「プレママ・プレババ」の取組を強化すると共に育児を活用し、父親も参加しやすい講座・イベントの開催を進めていく。取組を通して親子のコミュニケーションを図り、子育てを楽しむきっかけとする。		施設給付課
III	8	㊸	48	99	保護者に対する男女共同参画に関する啓発活動を充実します	地域子育て支援センター事業	子育て支援センターにおいて、地域の親子が集まって互いに交流を深めることのできる場を提供する。その中で、男女問わず子育てに関心をもち、積極的に参加するきっかけとする。また、子育ての悩みや不安の相談に応じたり情報提供をする。	子育て支援情報誌などの発行物において、男性も育児に参加することを意識づけるような表現に努めるとともに、子育て支援センターにおいても、男女が共に子育てにかかわるよう啓発していく。	子育て支援情報誌等、発行物において男性の育児参加を意識づける表現を行う。コロナ禍で人数制限もあり、父親のみでの利用も多く見られた。親子のあそび場として、それぞれの親子間で自然な交流が見られた。1月からは、妊娠期からの支援「プレママ・プレババ」の取組を全支援センターで始めたところである。	実施	有	B	引き続き、情報誌等を通じて、男性の育児参加を啓発していく。妊娠期から子育てへの関心を持てるように「プレママ・プレババ」の取組を強化すると共に男性の育児参加を促すような講座等を取り組んでいく。	「プレママ・プレババ」の取組を強化すると共に育児を活用し、父親も参加しやすい講座・イベントの開催を進めていく。取組を通して親子のコミュニケーションを図り、子育てを楽しむきっかけとする。		保育課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	所収の頁	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
III	8	㊸	48	99	保護者に対する男女共同参画に関する啓発活動を充実します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成。研修会の実施。	リーフレットやポスターを作成し配布。保護者と教職員を対象に男女平等をテーマとした中学校区PTA研修を実施。全中学校区で教職員と保護者を対象に、各校の計画に基づいた人権研修を実施。	実施	有	A	各中学校区の実態に応じたPTA研修の実施にむけ、必要に応じた支援を行う。また、リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。	各校園の実態に応じ、PTAを対象とした研修会の実施を支援するとともに、保護者への啓発も含めたリーフレットやポスターを作成する。		人権教育室
III	8	㊸	49	100	「男女共同参画週間」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」など、あらゆる機会をとりえて男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施します	①労政ニュースの発行 ②企業啓発冊子「企業はいま・・・」の発行、配布	①月1回、労政ニュースを発行し、事業所あてにファックス送信している。 ②企業啓発冊子「企業はいま・・・」を発行し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布する。	男女共同に関する情報を広報、啓発を行う。	1,500冊作成（R4年度予算）し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布。市ウェブサイトでも閲覧、PDFデータの保存が可能。	実施	有	A	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の配布を通して、今後も男女協働に関する情報の広報、啓発に努める。	労働者が性別により差別されることなく、男女がともに能力を発揮できる社会の実現を目指し、男女協働の職場づくりに関する情報を広報、啓発を行う。		労働雇用政策室
III	8	㊸	49	100	「男女共同参画週間」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」など、あらゆる機会をとりえて男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施します	男女共同参画センター主催事業	6月「男女共同参画週間記念のついで」開催。2月「イコラムフェスタ」を開催。市政だよりにおいて特集記事を掲載（6月：男女共同参画週間、10月：仕事と生活の調和～ワーク・ライフ・バランス～、11月：女性に対する暴力根絶）。	啓発事業におけるアンケートの満足度80パーセント以上	啓発事業におけるアンケートの満足度は80パーセント以上を達成している。 男女共同参画週間記念のついで：令和4年度162名の来場があり男女共同参画推進の理解と浸透を図る機会となった。 女性に対する暴力をなくす運動のついで：10名の参加があった。市政だよりにて年3回特集記事を掲載した。	実施	有	A	コロナの感染状況が安定してきたことから定員数200名に緩和し「左手のピアニストのトーク&コンサート」を開催した。定員を超える申込があり、参加者の満足度93.5%と高かった。今後もたくさんの方に来場してもらえる事業を継続していく。	啓発事業におけるアンケートの満足度85パーセント以上		多文化共生・男女共同参画課
III	8	㊸	49	100	「男女共同参画週間」、「男女雇用機会均等月間」、「人権週間」など、あらゆる機会をとりえて男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施します	人権啓発講演会	5月憲法週間、7月東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間、12月人権週間の各週間に人権講演会等を開催と開催に伴う広報活動	引き続き、講演会実施時に「女性の人権」を取り上げている当該発行の人権啓発冊子「ハーモニー」を配布する。	男女共同参画週間記念のついで：令和4年度162名の来場があり男女共同参画推進の理解と浸透を図る機会となった。	実施	有	A	「ヒューマンライツカレンダー」や「ハーモニー」に、女性の人権をテーマにとりあげ続け、適宜内容の見直しを行う。	引き続き、講演会実施時に「女性の人権」を取り上げている当該発行の人権啓発冊子「ハーモニー」を配布する。		人権啓発課
III	8	㊸	49	101	市などの主催する講演会や生涯学習のセミナーなど多様な機会を活用して広報・啓発を行います	国際識字デー・市民のついで	国際識字デーの日（9/8）に、講演会や演奏会を実施する。ミニ識字展では、教室紹介や識字啓発の展示を行った。	男女共同参画センター（イコラム）でのイベントを通じて、男女共同参画の意識向上や啓発に努める。	開催場所を男女共同参画センター（イコラム）とすることで、男女共同参画に関する資料を閲覧でき、意識の向上につながるように努めた	実施	有	A	引き続き、講演会・演奏会、識字展を実施し、幅広い方に、識字についての広報・啓発を行っていく。	男女共同参画センター（イコラム）でのイベントを通じて、男女共同参画の意識向上や啓発に努める。		社会教育課
III	8	㊸	49	101	市などの主催する講演会や生涯学習のセミナーなど多様な機会を活用して広報・啓発を行います	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラムにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。40コマ	アンケートの満足度80パーセント以上	啓発事業におけるアンケートの満足度は80パーセント以上を達成している。 男女共同参画週間記念のついで：令和4年度162名の来場があり男女共同参画推進の理解と浸透を図る機会となった。イコラムフェスタ：616名の参加があった。市政だよりにて年3回特集記事を掲載した。	実施	有	A	今後も、あらゆる機会をとりえて男女共同参画に対する関心と理解を深めるための広報・啓発活動を実施していく。	啓発事業におけるアンケートの満足度85パーセント以上		多文化共生・男女共同参画課
III	8	㊸	49	102	あらゆる世代に情報を提供できるように広報媒体を工夫します	男女共同参画啓発事業	市民の男女共同参画への理解を深めることができるよう、男女共同参画に関して啓発を行う。	ウェブサイト、SNSなど多様な媒体を活用し広報する	男女共同参画センター・イコラムに関する情報をウェブサイト、SNS等で発信している。また、情報紙HOWを自治会を通じて配布するとともに、公共施設にも設置。	実施	有	B	あらゆる世代に情報が提供できるよう、市政だより、ウェブサイトなど様々な方法での周知を継続する。	ウェブサイト、SNSなど多様な媒体を活用し広報する		多文化共生・男女共同参画課
III	8	㊸	49	102	あらゆる世代に情報を提供できるように広報媒体を工夫します	生涯学習情報誌「まなびにトライ！」の発行	市民の誰もが必要に応じて、いつでも、どこでも自主的に学習に取り組みることができるよう、市主催の生涯学習関連の講座やイベント、図書館イベント、大学の公開講座等の生涯学習情報誌を年2回発行し、市内の主な公共施設に設置する。	あらゆる世代が見やすい情報誌を作成。	R4年度よりX（旧Twitter）・Facebook等のSNSで冊子の情報を公開した。	実施	有	A	あらゆる世代に情報を提供するため、引き続き公共施設に設置し、市ウェブサイトやX（旧Twitter）・Facebook等のSNSで公開する。	あらゆる世代が見やすい情報誌を作成。		社会教育課
III	8	㊸	49	103	男女共同参画に関する市民意識・実態調査を定期的に実施します	男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画に関する市民意識調査	市政世論調査を実施する。	前回は平成30年度に実施。令和4年度は実施していない。	未実施	—	評価なし	今後も機会あるごとに市民意識調査、市政世論調査を実施していく。	市民意識調査を実施するための検討を行う。		多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	基本施策名	施策の内容及び実施の順序	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
III	8	㊸	49	104	男女共同参画に関する国、大阪府などの他自治体、海外の情報、図書、資料を収集し、わかりやすく利用しやすいように提供します	男女共同参画センター情報資料室事業	年間貸出冊数800冊以上	令和4年度年間貸出冊数862冊。男女共同参画センターにある情報資料室としての特質を考慮し、専門的な書籍なども購入した。また開催しているイベントや講座に關係する書籍や人気ランキング上位を情報資料室に配置するなど、利用しやすい環境づくりに努めた。また、「本を好きになる講座」を実施し、情報資料室の本に興味を持つきっかけを作る。	実施	有	A	利用しやすい環境づくりに努めながら、イコラームに情報資料室がある事を周知できるような広報も行う。	年間貸出冊数800冊以上		多文化共生・男女共同参画課
III	8	㊸	49	105	SDGsロゴマークを活用し、男女共同参画推進のための啓発活動を行います	男女共同参画センター主催事業 男女共同参画センター講座	講座の案内ちらし等に掲載する	男女共同参画センター・イコラーム主催のイベントや講座のチラシ、ポスター等においてロゴマークを活用し啓発活動を行った。「心をつむ、ふろしき講座」でSDGsの取組に意識を向ける講座を行った。	実施	有	A	引き続き、ちらし等に掲載するなどマークの活用を行う。	講座の案内ちらし等に掲載する		多文化共生・男女共同参画課
III	8	㊸	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます	男女共同参画啓発事業	全ての媒体で性別による固定観念にとらわれない表現をなくす	作成する全ての情報紙、啓発紙、講座のポスター・チラシ等については固定的な性別役割に捉われないよう表現、文言、色等に考慮した。	実施	有	A	今後も継続する。	当課で所管する広報等において性別による固定観念にとらわれない表現に努める		多文化共生・男女共同参画課
III	8	㊸	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます	消防吏員採用試験に係る募集要項の作成	採用予定人員及び試験内容等に、性別によるものを記載せず、競争試験に平等に臨める表現とする。	【ポスター・チラシ等について】 ・男性・女性両方の職員の写真を使用した。 ・消防局マスコットキャラクターのイラストを使用する際も、『消防トライクン(男性)』『消防ミライちゃん(女性)』を偏りなく使用した。 【その他広報について】 性別にかかわらず働くことができる職場環境であることを大学・高校等に対し広報するとともに、採用試験説明会やSNS等の広報媒体を通じて男女とも平等に競争試験に臨めることを周知できた。	実施	有	A	令和5年度以降も同目標達成のための取り組みを継続実施していく。	競争試験に際して、性別にかかわることなく平等に臨むことができるよう広報し、男女ともに受験者数の拡大を目指す。		消防局人事教育課
III	8	㊸	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます	生涯学習情報誌「まなびとトライ！」	市民の誰もが必要に応じて、いつでも、どこでも自主的に学習に取り組むことができるよう、市主催の生涯学習関連の講座やイベント、図書館イベント、大学の公開講座等の生涯学習情報誌を年2回発行し、市内の主な公共施設に設置する。	性別による固定観念にとらわれない表現の情報誌を作成できたため、目標は達成できた。	実施	有	A	引き続き性別による固定観念にとらわれない表現を活用した情報誌を作成する。	性別による固定観念にとらわれない表現の情報誌作成。		社会教育課
III	8	㊸	50	106	市の発行物や提供するポスター・チラシについて性別による固定観念にとらわれない表現に努めます	研修事業	当課で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現になるよう配慮する。	当課で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現になるよう配慮し、作成できた。	実施	有	A	当課で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現に配慮し、作成する。	当課で所管する研修資料や広報について、性別による固定観念にとらわれない表現になるよう配慮する。		人事課
III	8	㊸	50	107	性別に基づく無意識の思い込みに気づくための講座を実施します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコラームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「女性応援セミナー」	いこう！らむカレッジで「みんなで考えよう！ジェンダーについて」を実施。男女共同参画に関するアンケート結果を基に性的役割分担に対する意識を検証しジェンダーについての理解を深めた。	実施	有	A	今後も継続して実施する。	無意識の思い込みに気づくための講座の実施		多文化共生・男女共同参画課
III	8	㊸	51	108	将来の職業生活についてイメージできるように、職場体験学習の推進を図ります	キャリア教育推進事業	職場体験学習の実施。	職場体験や職業講話等を実施。	実施	有	B	継続実施	事前事後指導も含め将来の職業生活についてイメージできる体験学習の推進		学校教育推進室
III	8	㊸	51	109	性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導やキャリア教育を実施します【再掲】	キャリア教育推進事業	性別による固定的な考え方にとらわれない進路指導、キャリア教育、教職員の研修、担当者会議の実施	教職員対象のキャリア教育研修を実施、進路指導担当者会議を通じて性別にとらわれない進路指導、キャリア教育を推進する。	実施	有	B	継続実施	教職員対象の研修や進路指導担当者会議を通じて性別にとらわれない進路指導、キャリア教育を推進する。		学校教育推進室

基本方針	基本方向	基本施策名	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課	
III	8	㊸	51	110	近隣の大学と連携し、女子中・高生が進路の幅を広げるための学習機会を提供します	男女共同参画センター主催事業 男女共同参画センター講座	男女共同参画週間記念のついでにおいて、近隣の大学と連携し、男女共同参画に関するひとことメッセージを募集。 男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」	あらゆる機会を利用して若い世代に進路の幅を広げるきっかけを作る場を提供する。	コロナの影響によりオンライン等の学校が多く、連携して事業を行えなかった。各大学や中高あてに、男女共同参画社会に向けてひとことメッセージを募集して、女性の進路について考える機会とした。	実施	有	C	コロナの影響により、連携して事業を行うことが難しくなったが、学習機会の幅を広げる機会となるように実施する。	あらゆる機会を利用して若い世代に進路の幅を広げるきっかけを作る場を提供する。	多文化共生・男女共同参画課
III	8	㊸	51	111	男女共同参画センター・イコームの周知と活用を拡大し、あらゆる世代に向けて男女共同参画の学習機会を提供します	男女共同参画センター主催事業	男女共同参画週間記念のついで（6月）、イコームフェスタ（2月）を開催し、講座・ギャラリ展示を行う。	あらゆる世代に向けて男女共同参画を学ぶ機会を提供する	つどいやイコームフェスタを開催し、イコームの周知をはかるとともに、登録団体と協働し、男女共同社会の実現のため市民の意識を高める機会とする。また、登録団体同士および登録団体と市民との交流の機会とする。	実施	有	B	イベントにおいても、若い世代の参加が少ないため、あらゆる世代に興味を持ってもらえるような内容で実施していく。広報においても、SNS等を取り入れ、周知方法にも工夫していく。	あらゆる世代に向けて男女共同参画を学ぶ機会を提供する	多文化共生・男女共同参画課
III	8	㊸	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促す	令和4年度はSNSなどにおける人権侵害に関する講座の実施ができなかった。	実施	有	C	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促すような講座を実施する。	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促す	多文化共生・男女共同参画課
III	8	㊸	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	人権啓発視聴覚教材貸出、市民人権講座	視聴覚教材（ビデオ、DVD）の貸出及び市民人権講座の開催	引き続き、他の人権課題とのバランスをとりながら、インターネットと人権をテーマとした市民人権講座を1回以上開催する。	令和5年3月8日に「インターネットと人権」をテーマとした市民人権講座を開催。	実施	有	A	令和4年4月に「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行されたことに伴い、時代に即した啓発を行う。	引き続き、他の人権課題とのバランスをとりながら、インターネットと人権をテーマとした市民人権講座を1回以上開催する。	人権啓発課
III	8	㊸	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	教職員研修の充実	SNSの活用について、適切な判断ができる力の育成を推進します。	全学校園への送付	教職員間で情報共有や事例検討を実施。	実施	有	B	継続実施	全学校園への送付	学校教育推進室
III	8	㊸	52	112	メディア・SNSにおける人権侵害に関する学習機会を提供します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力点を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成。リーフレットを活用した学習の推進。学習会の実施。	SNSの活用に関するリーフレットを作成し配布。リーフレットを活用した学習の推進を図っている。また、全中学校区での合同学習会、及びすべての学校で児童・生徒対象の学習会を各校の計画に基づき実施。	実施	有	A	リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。また、各中学校区の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援を行う。	リーフレットやポスターを作成するとともに、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。	人権教育室
III	8	㊸	52	113	メディア・SNSの特性を理解して、安全で人権に配慮した活用ができるよう啓発します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促す	令和4年度はSNSなどにおける人権侵害に関する講座の実施ができなかった。	実施	有	C	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促すような講座を実施する。	メディア・SNSにおける人権侵害について、男女共同参画の視点で理解を促す	多文化共生・男女共同参画課
III	8	㊸	52	113	メディア・SNSの特性を理解して、安全で人権に配慮した活用ができるよう啓発します	教職員への啓発・周知	国の情報や資料をもとに担当者会議等で啓発・周知します。	全学校園への送付	教職員間で情報共有や事例検討を実施。	実施	有	B	継続実施	全学校園への送付	学校教育推進室
III	9	㊸	53	114	男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施するとともに男性の仲間づくりを支援します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「男性のための講座」	男性同士の交流の機会となるような講座を実施	男性を対象とした講座を3回実施。男性保護者と子どもが、楽しく学ぶことで男性の家事・育児に参画する時間を増やせるような講座などを実施。	実施	有	B	企業協力のもと講座を実施し、参加者には満足度の高い内容の実施ができたが、参加人数が少ない回もあり、より多くの人に興味を持ってもらえるような広報が必要である。	男性向けのセミナーや講座を実施	多文化共生・男女共同参画課
III	9	㊸	53	114	男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施するとともに男性の仲間づくりを支援します	男の食と健康講座	食育の一環として、食の基礎知識と調理を習得し、男性の食の自立を目指す。そして、地域で健康づくりを広げる仲間づくりを行う。	新型コロナウイルス感染の流行状況から、現段階では試食を伴う調理実習の再開が難しいが、食の自立を実践的に図るため、調理実演・調理体験を取り入れて実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響から試食を伴う調理実習ができない代わりに、男性の食の自立を実践的に図るため、調理実演・調理体験を取り入れて実施する。（8回延べ22人）	実施	有	B	申込者が定員に満たない状況であった。申込者の増加を図るため、事業の周知方法や内容の見直しなどを行う。	申込者数を増やすために、試食を伴う調理実習を再開し、SNS等を活用し、広く周知を図る。	健康づくり課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
III	9	㊸	53	114	男性向けに家事・育児・介護に関する講座やセミナーを実施するとともに男性の仲間づくりを支援します	母子保健事業	男性が家事や育児を楽しみつつ積極的に行動できるような講座「みんなでマタニティ教室」を開催している。	講座の広報活動 コロナ禍のため、集団教室の実施は難しいが、時間予約制にして開催を継続する。	妊婦とそのパートナーを対象に妊娠中や産後の過ごし方、主体的に出産を進めるために心身両面からの健康管理について学んでもらっている。また、産後の育児について、父親が積極的に関わることの大切さを講座に盛り込んでいる。ひがしおおさか子育て応援アプリすくすく☆トライにおいても講座の広報活動を行っている。 令和4年4月～令和5年3月 みんなでマタニティ教室15回開催	実施	有	A	父親の育児参加の促進、産後パパ育休の情報提供を新たに盛り込み、参加者同士の交流ができるようなプログラムにしている。	講座の広報活動	母子保健・感染症課
III	9	㊸	53	115	男性が、家事・育児・介護に参画する重要性を広め、理解を促すための啓発資料を作成し、発信します	市政だより啓発記事(市政だより)	毎年10月1日の市政だより「ワーク・ライフ・バランス」に関する特集記事を掲載	1回/年 市政だより等へ掲載	市政だより「ワーク・ライフ・バランス」について特集記事を掲載し、男性のみならず広く市民に対して固定的性別役割分担意識の解消をも視野に入れた啓発活動を展開した。	実施	有	C	男女ともに希望するワーク・ライフ・バランスが実現できるように、引き続き市政だよりに限らずあらゆる媒体を利用して広報していく。	1回/年 市政だより等へ掲載	多文化共生・男女共同参画課
III	9	㊸	53	116	男性が抵抗なく悩みを打ち明けることができるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図ります	男女共同参画センター相談事業 男女共同参画社会をめざす情報紙「HOW」	男性相談員による男性のための電話相談	男性相談の実施、相談事業の周知を行う。	男性相談を実施した。令和4年度相談件数72件	実施	有	A	継続して実施。今後も情報紙等を活用し、相談窓口の周知に努める。	男性相談の実施、相談事業の周知を行う。	多文化共生・男女共同参画課
III	9	㊸	53	116	男性が抵抗なく悩みを打ち明けることができるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図ります	窓口における相談事業周知	男性が抵抗なく悩みを打ち明けることができるとともに、多様なニーズに対応した相談窓口を整備し、より一層の周知を図る。	広報活動	妊娠届出時に、第1子で配布を希望する方に対し、父子手帳の配布を行い、男性の育児に関する知識の啓発を行っている。また、育児の相談窓口は保健センターであることを周知している。	実施	有	A	男性が相談しやすい相談窓口の整備と周知が必要。	広報活動	母子保健・感染症課
III	9	㊸	54	117	P T A 活動など地域活動への男女共同参画を啓発します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむ塾(地域貢献セミナー)」また、要望に応じて、PTAを対象とした男女共同参画に関する出前講座を実施する	地域活動に参加するきっかけをつくる講座の実施	地域貢献セミナーにおいて、職場やサークル、地域団体においてよりよい関係を築くことにより、地域活性化へ繋げるための講座を実施した。出張講座は実施できなかった。	実施	有	B	今後も継続して、講座を実施する。	地域活動に参加するきっかけをつくる講座の実施	多文化共生・男女共同参画課
III	9	㊸	54	118	男性の地域への参加・参画を促進するため、男性のネットワークづくりを支援します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「男性のための講座」	男性のネットワークづくりの支援となる講座の実施	男性のための講座において、子育て世代の男性に向けて、父親同士の情報共有、つながりを持つ機会となる講座を実施。	実施	有	B	定員8組のところ、参加申込3組の講座があり参加人数が少なかった。たくさんの人に参加してもらえよう工夫しながら、今後も父親同士の交流ができるような講座を開催する。	男性のネットワークづくりの支援となる講座を実施	多文化共生・男女共同参画課
III	9	㊸	55	119	男女が共に主体的に地域での活動を展開できるように支援するとともに、男女共同参画の視点に立った市民活動団体等との協働を積極的に進めます	自治協議会運営補助事業	自治協議会の運営を補助するもの。	円滑な組織運営をサポートする。	会議運営補助を実施した。	実施	有	A	人的なサポートを継続予定。	円滑な組織運営をサポートする。	公民連携協働室
III	9	㊸	55	119	男女が共に主体的に地域での活動を展開できるように支援するとともに、男女共同参画の視点に立った市民活動団体等との協働を積極的に進めます	地域まちづくり活動助成金	市民が自ら企画・提案・実施する事業に助成金を交付し、地域のまちづくり活動を支援する。	無し	スタート部門10団体・チャレンジ部門3団体、採択団体いずれも、男女がともに主体的に活動を実施した。	実施	無	A	引き続き、男女がともに主体的に活動を実施できるよう地域のまちづくり活動を支援していく。	無し	地域活動支援室
III	9	㊸	55	120	男女共同参画センター・イコームを核として、男女共同参画の視点で活動するグループを支援するとともに、相互の交流とネットワークづくりを進めます	男女共同参画センター主催事業	イコームフェスタ(2月)を開催し、イコーム登録団体の舞台発表やワークショップ・ギャラリー展示を行う。	イコームフェスタなどグループ支援の実施	イコームフェスタにおいて、舞台発表やワークショップ、展示などを通じて、男女共同参画の視点で活動するイコーム登録団体の活動を広く市民に広報し、また相互の交流、ネットワーク構築の機会とする。/センターの講座を要請終了した方がスムーズにグループ活動を開始できるように、アドバイスやサポートを実施する。センター主催の講座を修了した人がグループを立ち上げようとする時、サポート体制があることを周知している。	実施	有	B	今後も登録団体と協働しながら、事業を開催し、登録団体同士および団体と市民との交流、学びの機会とする。登録団体の高齢化が課題であるが、活動を広く市民に広報する支援等を行う。	イコームフェスタなどグループ支援の実施	多文化共生・男女共同参画課

基本方針	基本方向	基本施策	施策名	所収の内	施策の内容	R4事業名	R4事業概要	R4年度目標(参考)	事業実績 (男女共同参画の視点からみた取組状況や目標の達成度など、具体的に)	事業実施	男女視点	R4進捗度	今後の課題・方向性など	R5年度目標	備考	担当課
III	9	㉔	56	121	男女双方の視点に配慮した防災・災害復興を進めるため、男女共同参画の視点に立って「地域防災計画」を遂行し、防災や危機管理の各種対応マニュアル等の作成を促進します	各種対応マニュアルの作成・修正	男女共同参画の視点に立った防災や危機管理の各種対応マニュアルの作成を推進します。	届出避難所制度の導入を視野に自主防災組織との議論に備えるべく令和3年度作成した手引きを更にブラッシュアップしていく。	避難所制度に関する他市照会を行い、他市事例の調査、研究をした。	実施	有	A	第1次避難所ごとに地域で避難所を運営するための地域版避難所運営マニュアルの作成を働きかけていく。	多様な避難所制度のあり方を視野に自主防災組織との議論に備えるべく令和4年度作成した手引きを更にブラッシュアップしていく。		危機管理室
III	9	㉔	56	122	男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うために、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します	防災・災害復興の政策・方針決定	原案作成の過程において、女性の意見を積極的に取り入れる。	男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うため、防災・災害復興の政策・方針の原案作成に女性が参画する。	国土強靱化地域計画、業務継続計画、災害時受援計画、避難所判断マニュアル、寝屋川流域タイムラインの修正・改定において、女性職員が担当となり業務を行った。	実施	有	A	本部長は部長職としているため、女性の登用が進んでいないが、事務局では女性の視点に立った政策・方針の原案作成に留意し、これに対して本部長の理解を求めるかたちで今後とも継続していく。	男女共同参画の視点を持って防災・災害復興を行うため、防災・災害復興の政策・方針の原案作成に女性が参画する。		危機管理室
III	9	㉔	56	123	地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進します	自主防災訓練	地域の自主防災に男女で取り組めるよう支援します。	引き続き男女の区別なく、各種講演会や防災訓練等に参加できるように取り組む。	各地域や団体を対象に、防災講演会や避難所運営訓練等、様々な防災活動に男女の性別に関係なく参加してもらう。	実施	有	A	地域での防災訓練や防災講演会を実施していただくように、地域へ呼びかけをして実施していきたい。	引き続き男女の区別なく、各種講演会や防災訓練等に参加できるように取り組む。		危機管理室
III	9	㉔	56	123	地域における自主防災・減災活動への女性の参画拡大を促進します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「防災講座」	女性の視点で防災を考える講座を実施	防災講座において、自分でできる防災と題し自主防災への参画について学ぶ講座を実施した。	実施	有	A	引き続き防災意識を高められるような講座を企画していく。	女性の視点で防災を考える講座の実施		多文化共生・男女共同参画課
III	10	㉔	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の発行、配布	企業啓発冊子「企業はいま・・・」を発行し、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布する。	性的マイノリティの人々へ偏見をなくすよう周知する。ウェブサイトでも閲覧、PDFデータの保存が可能。	1,500冊作成（R4年度予算）、東大阪市企業人権協議会の会員企業・人権文化部・福祉部などに配布。ウェブサイトでも閲覧、PDFデータの保存が可能。	実施	有	A	企業啓発冊子「企業はいま・・・」の配布を通して、今後も性的マイノリティの人々への偏見をなくすよう周知に努める。	性的マイノリティの人々の人権に配慮した職場づくりを喚起し、偏見をなくすよう周知する。		労働雇用政策室
III	10	㉔	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむカレッジ」	講座等を含む啓発事業の実施	性的マイノリティに関する講座は未実施。情報資料室において「多様性を認めよう」をテーマに選書し、展示を行った。	実施	有	B	講座の実施など、今後も継続して啓発を行う。	講座等を含む啓発事業の実施		多文化共生・男女共同参画課
III	10	㉔	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	ポスター・チラシの作成、市政だより啓発記事	人権講演会の開催に伴う人権啓発ポスター・チラシの作成、市政だよりへの記事掲載	啓発冊子・人権啓発事業のポスター、チラシに掲載するイラストや文言について、固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努め、啓発文を年1回市政だより等へ掲載する。	市政だより令和4年11月11日号に「性的マイノリティの人権」に関する啓発の色合いのある市内小学校園の子どもが作った人権標語を掲載。また、11月1日号に「女性の権利ホットライン」強化週刊を掲載。	実施	有	A	性的マイノリティに関する啓発の色合い（レインボーカラー）だけでなく、固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努めていく必要がある。	啓発冊子・人権啓発事業のポスター、チラシに掲載するイラストや文言について、固定的な性別役割分担に基づいた表現にならないように努め、啓発文を年1回市政だより等へ掲載する。		人権啓発課
III	10	㉔	57	124	性的マイノリティの人々への偏見をなくし、性に関する自己決定権が人権として尊重されるよう啓発します	いじめ防止対策推進事業	いじめは「誰でも、どの学校園でも起こりうる」という認識のもと、教育委員会・学校園・家庭・地域の連携のもとで、未然防止や早期発見・早期対応に力を置き、全中学校区で教職員・保護者合同研修を実施するとともに、全学校で児童生徒対象の学習会を実施する。また、子ども・保護者向けのポスターやリーフレットを作成し、啓発活動を行う。	リーフレットやポスターを作成する。リーフレットを活用した学習を推進する。学習会を実施する。	リーフレットやポスターを作成し配布。保護者と教職員を対象に性的マイノリティをテーマとした中学校区PTA研修を実施。全中学校区で教職員と保護者を対象に、各校の計画に基づいた人権研修を実施。	実施	有	A	リーフレットやポスターについては子どもだけでなく、保護者への啓発も含めた内容で検討する。また、各中学校区の実態に応じた研修となるよう計画立案の際、必要に応じて支援を行う。	関連法案等について改めて学校園に周知するとともに、リーフレットやポスターを作成する。また、各校園の実態に応じた学習会及び研修会を実施する。		人権教育室
III	10	㉔	57	125	多様な性や家族形態への理解の促進のための講座や研修を行います	研修事業	男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。	男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。	人権研修（男女共同参画・ハラスメント防止）の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れることができた。	実施	有	A	人権研修（男女共同参画・ハラスメント防止）を実施する際、研修内容として取り入れるとともに、多様な家族形態への理解については、今後時代の変化に応じて柔軟に実施していきたい。	男女共同参画の職員研修を実施する際、研修内容として取り入れるようにする。		人事課
III	10	㉔	57	125	多様な性や家族形態への理解の促進のための講座や研修を行います	男女共同参画センター講座	男女共同参画センター・イコームにおける市民の男女共同参画への理解を深めるための講座の開催。「いこう！らむシネマ」	多様な家族形態への理解を促進する講座の実施	映像作品を通じて、多様な家族形態への理解を深めるような講座を実施した。	実施	有	A	毎回定員を上回る関心の高い講座である。本講座の趣旨を理解してもらえようように努め、情報資料室の利用の促進などにもつながっていく。	多様な家族形態への理解を促進する講座の実施		多文化共生・男女共同参画課

